

(素案)

**桶川市
第四次男女共同参画基本計画**

平成 年 月

桶 川 市

桶川市男女共同参画都市宣言

男女がともに
人間としての
自立と平等を基本理念として

性別を超える
世代を超える
多様な生き方を認め合い

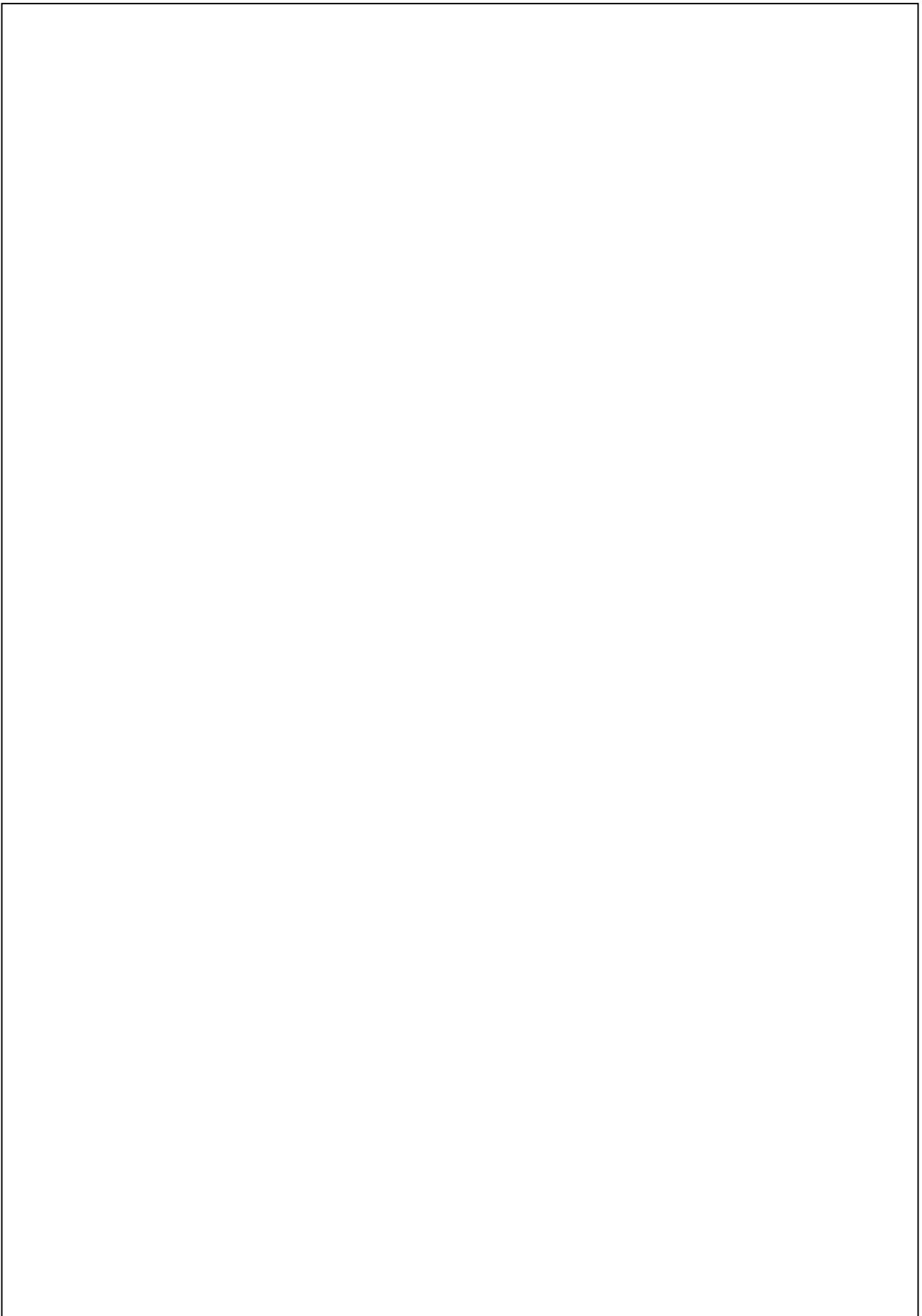
自らの意思で
あらゆる分野に
参画できる社会をめざし

ここに桶川市は
「男女共同参画都市」を宣言します

平成10年12月18日
桶川市

宣言理由

わたしたちの社会はこれまで「男は仕事、女は家庭」という考え方だとらわれてきました。それがために、女性が社会で活躍する門戸が狭くなっていました。これからわたしたちのまちは、“男らしさ、女らしさ”にしばられる事なく、男女が共に助け合う社会へ向けて男女共同参画都市宣言をするものです。



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨	3
2. 計画の位置づけと性格	3
計画の位置づけ（図）	4
3. 計画の期間	5
4. 桶川市の取組	5
5. 桶川市の現状	8

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の方向	
(1) 基本理念	25
(2) 基本目標	26
(3) 重点的に取り組む事項	27
2. 計画の将来像	28

第3章 計画の内容

1. 計画の内容	
施策の体系図	31・32
基本目標1 男女共同参画をすすめる意識づくり	
1 意識啓発と調査・研究	33
2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	35
3 男女共同参画センター機能の充実	36
基本目標2 男女共同参画をすすめる環境づくり	
1 家庭における男女共同参画の推進	37
2 職場における男女共同参画の推進	38
3 地域における男女共同参画の推進	40
基本目標3 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり	
1 あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進	42
2 生涯を通じた心身の健康と性の尊重	43
3 だれもが暮らしやすい社会づくり	44

第4章 計画の推進

1. 計画の推進	
(1) 庁内推進体制の充実	50
(2) 苦情申出・処理体制の充実	50
(3) 市民・市民団体・企業等との協働・連携	50
(4) 国・県・その他関係機関との連携・協力	50

資料編	51
-----	----

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のことといいます。

これまで、男女共同参画社会の実現にむけて法制度の整備や意識啓発など、さまざまな取組が進められてきましたが、依然、男女の固定的な性別役割分担意識は根強く残り、家庭、職場、地域における習慣や制度は男女間において偏りがあるのも事実です。一方で、少子高齢化が進行する中、活力ある経済・社会を維持していくためには、男女が性別にかかわりなく、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮できることが求められています。

桶川市では、平成14年4月に個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の早期実現を目指すために、「桶川市男女共同参画推進条例」を制定し、平成16年3月に同条例に定めた7つの基本理念に基づき「桶川市男女共同参画基本計画」を策定しました。また、平成24年3月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき「桶川市DV（配偶者からの暴力）対策基本計画」を策定するなど、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

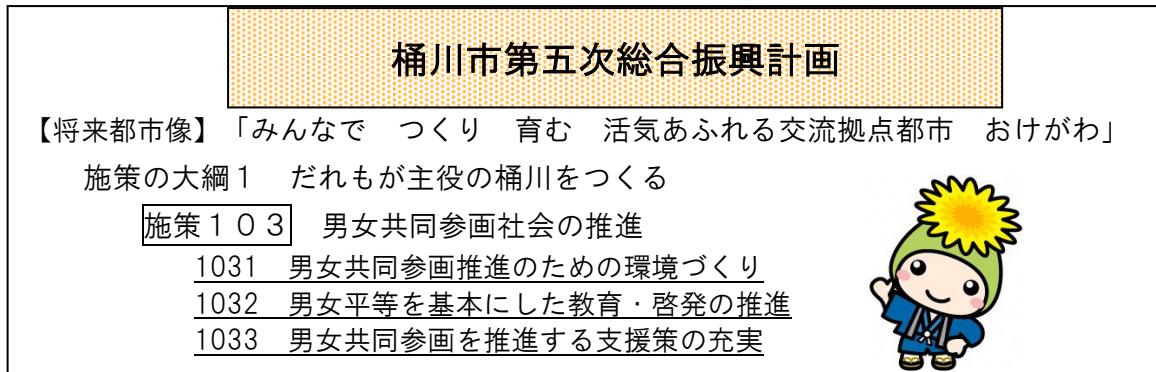
また国では、男女共同参画を取り巻く新たな課題に対応するため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を目指した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」や、政治に多様な民意を反映させるための「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

この度、第三次計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の更なる推進と新たな法律の趣旨を踏まえ、「桶川市第四次男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけと性格

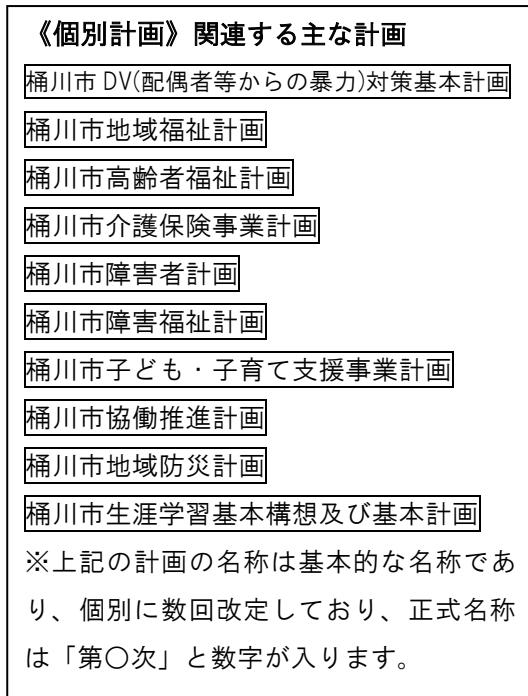
- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び条例第10条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画（平成29年～33年度）」を勘案して策定しました。
- (3) 「桶川市第五次総合振興計画」や市が定める関連諸計画との整合した計画となっています。
- (4) 「施策番号6、8、9、12、13、14」は、「女性活躍推進法」第6条第2項の推進計画に位置付けます。
- (5) 本計画の策定にあたっては、平成29年度に実施した「桶川市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や学識経験者・関係機関の代表者・公募の市民による「桶川市男女共同参画審議会」の答申を踏まえ、パブリック・コメントを実施し策定しました。

【計画の位置づけ】 資料



整合

整合



整合

勘案

第四次男女共同参画基本計画

【将来像】「だれもが多様な生き方を認め合い
男女がかがやくまちおけがわ」

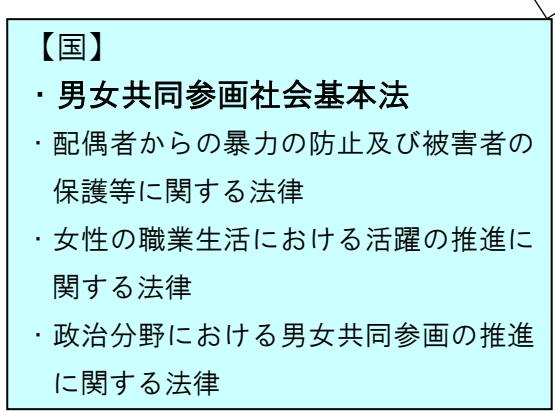
【基本目標】

- 目標1 男女共同参画をすすめる意識づくり
- 目標2 男女共同参画をすすめる環境づくり
- 目標3 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

【重点事項】

- ①審議会等への女性の積極的な参画の推進
- ②あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進
- ③ワーク・ライフ・バランスの推進
- ④男女共同参画に関する男性の理解の促進
- ⑤男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進

具現化



勘案

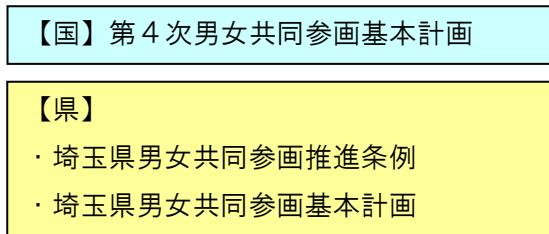
勘案

【市】桶川市男女共同参画推進条例

【目的】男女が互いの人権を尊重しつつ、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与する

【基本理念】第3条

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度及び慣行の見直しと意識改革
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮
- ⑥国際社会における取組の配慮
- ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

4. 桶川市の取組

【組織の経緯】

桶川市では、昭和57年7月に女性問題に関する窓口を福祉経済部社会課婦人青少年係に設置しました。平成9年5月には、男女共同参画を庁内全庁にわたる総合的な政策と位置付けるため、係から課に独立し、企画財政部女性政策室が誕生しました。

その後、組織改正や名称変更を経て、平成26年4月から企画財政部人権・男女共同参画課となり、現在に至ります。

【主な取組】

・平成元年9月 「おかげわ男女共同社会プラン」の策定

第一次女性行動計画として、さまざまな施策を実施しました。

・平成10年10月 男女共同参画コーナー「アソシエ」の開設

男女共同参画社会の実現を目指して、男女がともに学習し、交流するための場所として、東部市民サービスセンター内に開設しました。

・平成10年12月 「桶川市男女共同参画都市」の宣言

市議会の議決を得て、全国で24番目、県内では2番目に「桶川市男女共同参画都市」の宣言をしました。

・平成11年3月 第二次女性行動計画「おかげわ男女共同参画プラン」を策定

第一次女性行動計画策定後の社会情勢の変化や「北京行動綱領」で示された新たな課題に対応しました。

・平成14年4月 「桶川市男女共同参画推進条例」の施行と「桶川市男女不平等苦情処理機関」の設置

「桶川市男女共同参画推進条例」は県内市町村で3番目に施行され、また、「桶川市男女不平等苦情処理機関」は県内で初めて設置されました。その後、本市の男女共同参画担当の組織について市民から苦情等の申し出が提出され、苦情処理委員から市に対して、「男女共同参画担当部署を市長直轄かつ独立したものにすること。」と勧告がありました。これを受け、男女共同参画政策担当は、平成15年（2003年）10月に文化女性政策課から市長直轄の男女共同参画室として独立しました。

・平成16年3月 「桶川市男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画審議会からの答申を受けて、桶川市男女共同参画推進条例に基づく初めての基本計画として、7つの理念と4つの主要目標を掲げた「桶川市男女共同参画基本計画」を策定しました。

・平成17年 「申請書類の性別欄」の見直し

多様な性への配慮として、庁内で取り扱っている申請書類の性別欄について見直しを行い、審査等に反映されない一部の申請書の性別欄を削除しました。

・平成20年 「DV ネットワーク」の構築

DV 被害者の住民情報について、全庁的な発行制限システムを確立し、DV被害者の安全について全庁的に取り組みました。

・平成21年3月 「桶川市第二次男女共同参画基本計画」の策定

桶川市男女共同参画審議会の答申を踏まえるとともに、桶川市男女共同参画基本計画の成果や課題を引き継ぎつつ、ワーク・ライフ・バランスなどの新たな課題に対応した「桶川市第二次男女共同参画基本計画」を策定しました。

・平成24年3月 「桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の策定

男女共同参画社会実現を阻む要因の一つであるDV（ドメスティック・バイオレンス）を防止し、被害者等の支援の充実を図るために、桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画を策定しました。

・平成24年11月 「市民の男女共同参画に対する意識調査」の実施

桶川市第二次男女共同参画基本計画の終了を前に、市民の男女共同参画に対する意識調査を実施した結果、職場や政治、社会通念や慣習などに男女間での不平等感が存在することがわかりました。

・平成26年3月 「桶川市第三次男女共同参画基本計画」の策定

平成24年に実施した市民意識調査の結果や桶川市男女共同参画審議会の答申を踏まえるとともに、桶川市第二次男女共同参画基本計画の成果や課題を引き継ぎつつ、防災対策などの新たな課題に対応した「桶川市第三次男女共同参画基本計画」を策定しました。

・平成28年4月 「桶川市次世代育成／女性活躍特定事業主行動計画」の策定

特定事業主として次世代を担う子どもが健やかに誕生し育成されるよう支援し、また、女性職員がその個性と能力を發揮して活躍することを推進するために、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき「桶川市次世代育成／女性活躍特定事業主行動計画」を策定しました。

・平成29年3月 「桶川市第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の策定

施策の進捗状況を検証し、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止と被害者等に対する

る支援の更なる充実と推進を図るために、「桶川市第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定しました。

・平成29年10月 「桶川市男女共同参画に関する市民意識調査」の実施

桶川市第三次男女共同参画基本計画の終了を前に、市民の男女共同参画に関する意識調査を実施した結果、「固定的な性別役割分担意識に同感しない」という考え方は増えてきているものの、政治、社会通念や習慣、職場などに男女間での不平等感が未だに存在することがわかりました。

・平成30年5月 「男女共同参画センター機能を集約した施設」の配置

新庁舎の完成により、東部市民サービスセンターに設置していた男女共同参画コーナー「アソシエ」を新庁舎に移設したため、情報提供や交流促進などの「活動拠点機能」と、DV相談やフェミニスト・カウンセリングなどの「相談事業」とが、男女共同参画センター機能の集約により同一施設内で提供できるようになりました。

5. 桶川市の現状

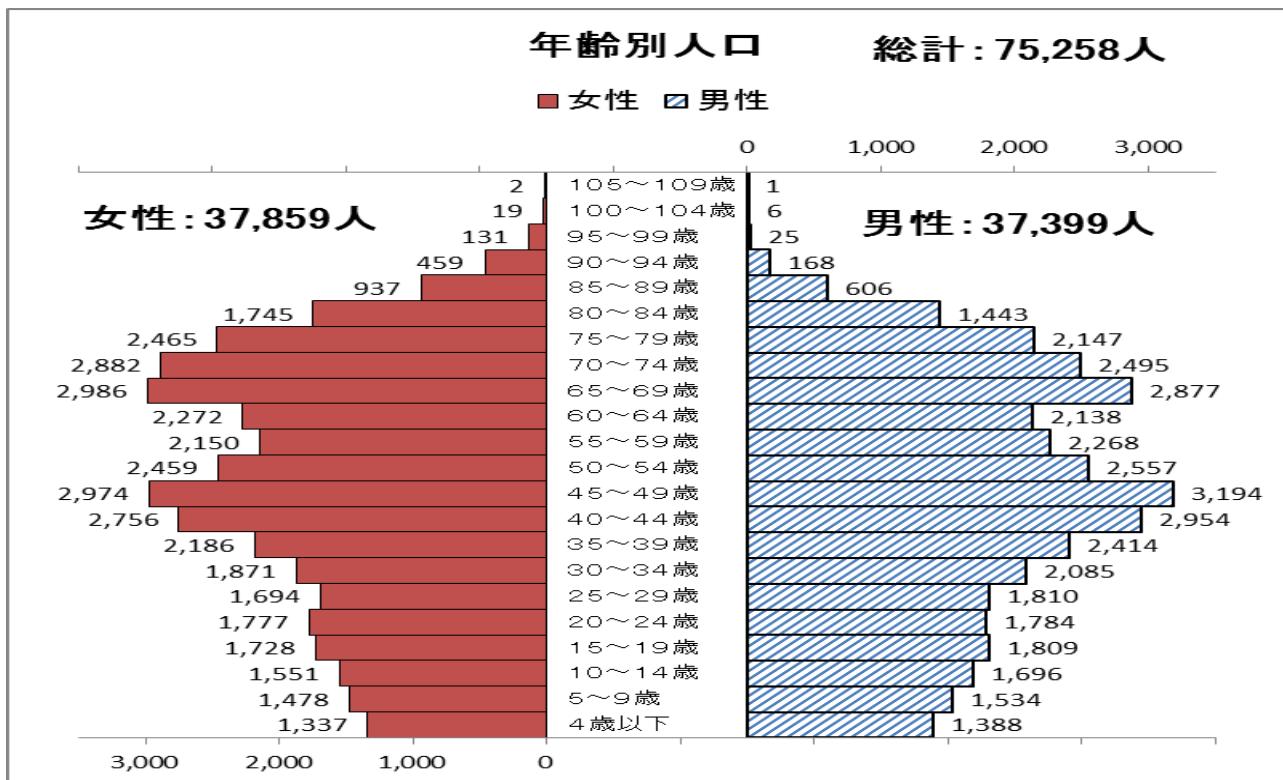
「桶川市第三次男女共同参画基本計画」では、「男女共同参画をすすめる意識づくり」、「男女共同参画をすすめる環境づくり」、「一人ひとりの人権が尊重された社会づくり」の3つの基本目標に基づき、その達成に向けて取組を行ってきました。

男女共同参画をとりまく現状と市民の意識調査等の結果は、次のとおりです。

(1) 人口

①年齢別人口

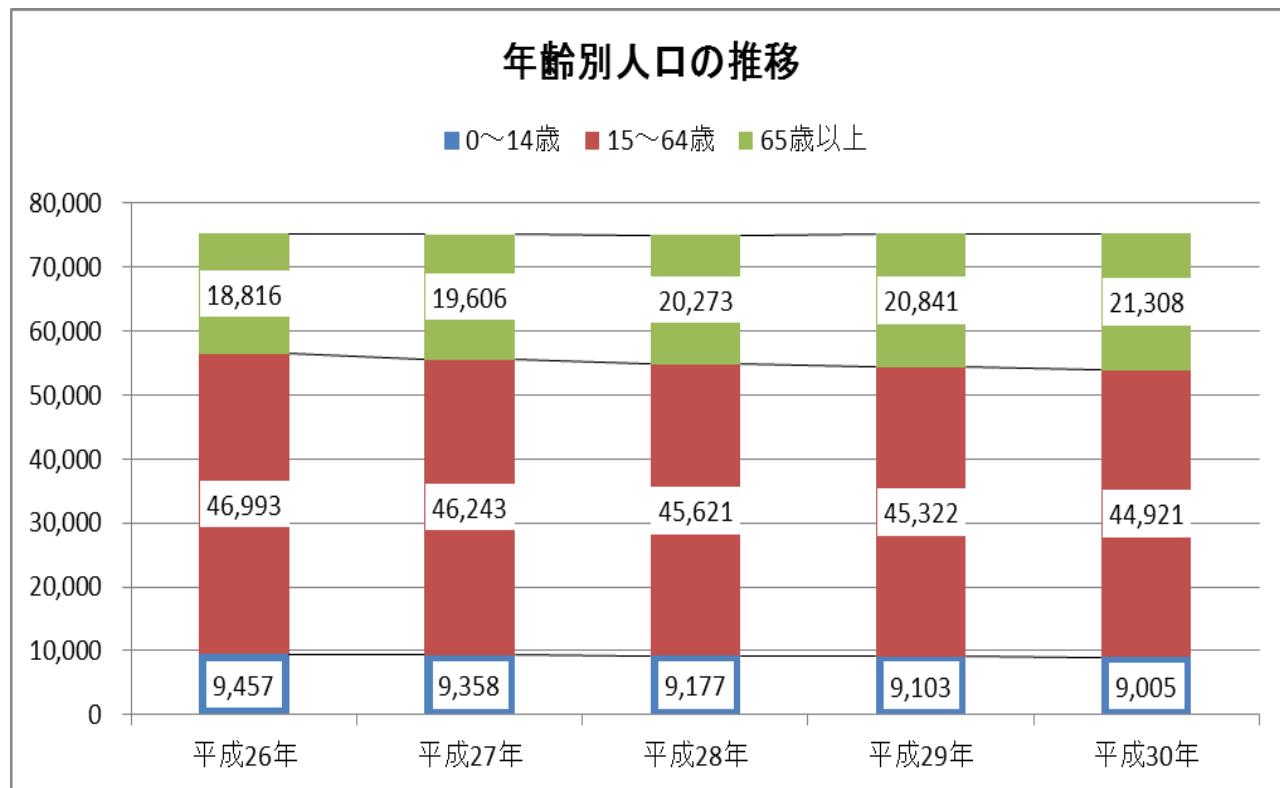
平成30年4月1日現在の人口は、75,258人となっており、男女別としては、女性は37,859人、男性は37,399人で、女性が460人多くなっています。構成については、65歳以上の高齢者人口ではすべての年代で女性が男性を上回っています。



桶川市住民基本台帳

②年齢別人口推移

少子高齢化が進行する中で、生産年齢人口（15～64歳）が減少していることから、働き手が少なくなっていることがわかります。

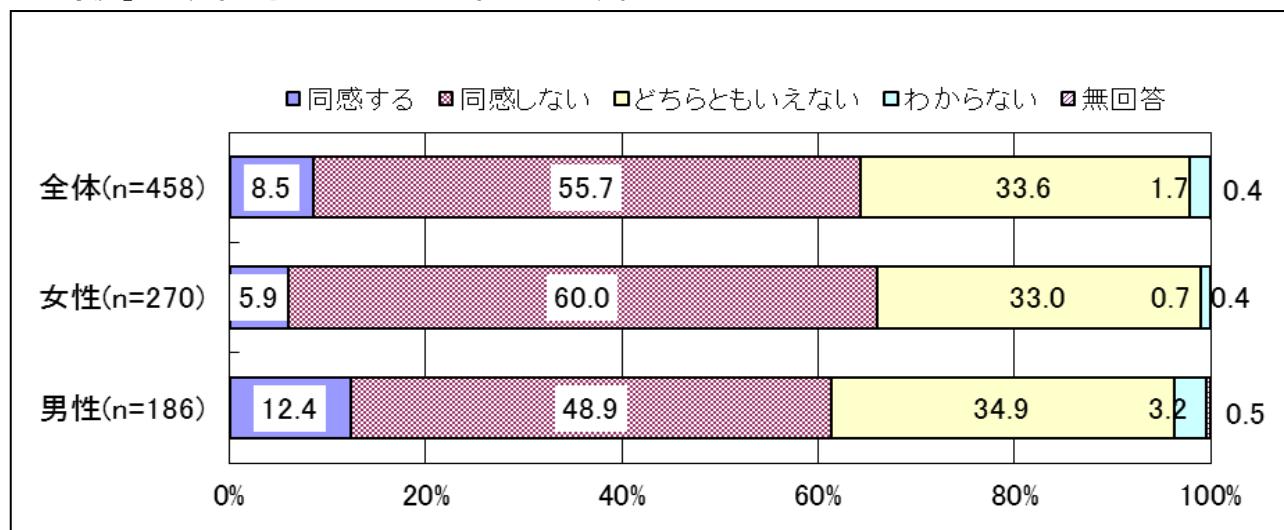


桶川市住民基本台帳(各年1月1日現在)

(2)男女共同参画の意識

①「男は仕事、女は家庭」という考え方

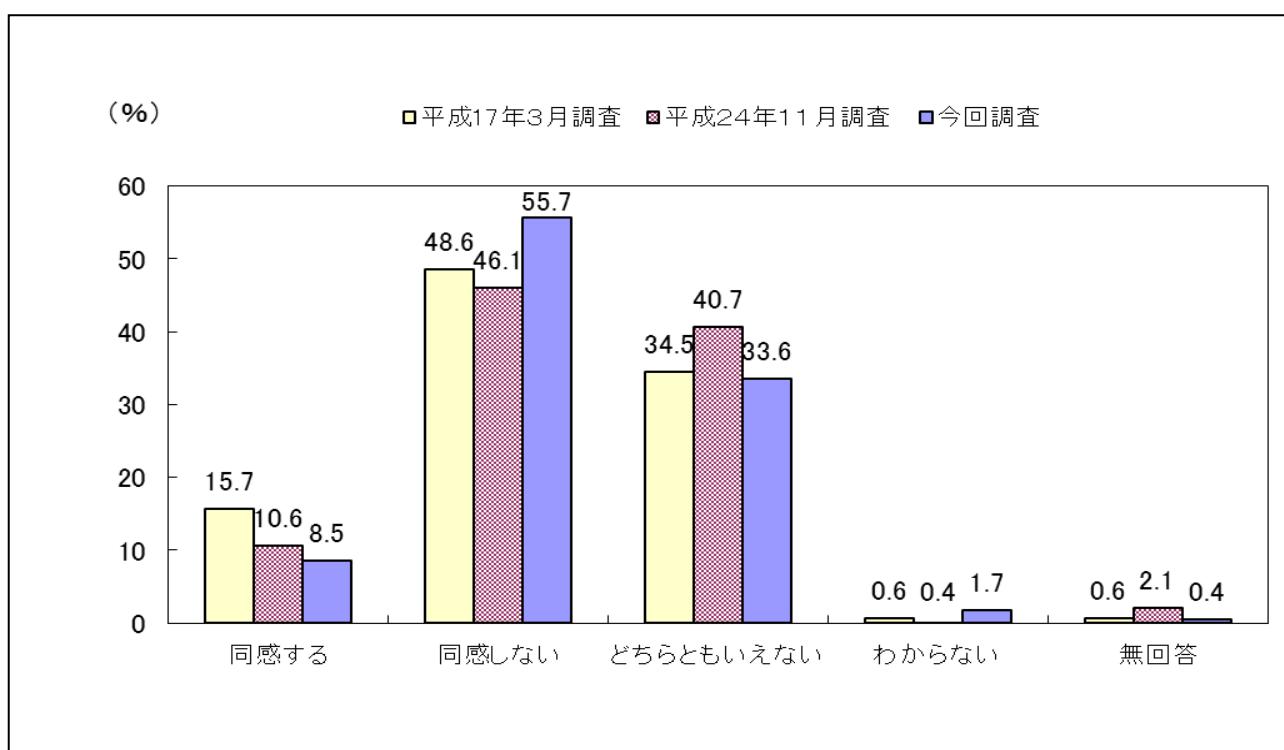
全体について、過半数の人が「同感しない」と回答しており、性別による役割分担の意識は低くなっていると考えられます。しかし、「同感する」と回答した男性の割合は女性の約2倍となっており、男性の中に「男は仕事、女は家庭」という考え方方が残っていると考えられます。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)

②「男は仕事、女は家庭」という考え方(経年比較)

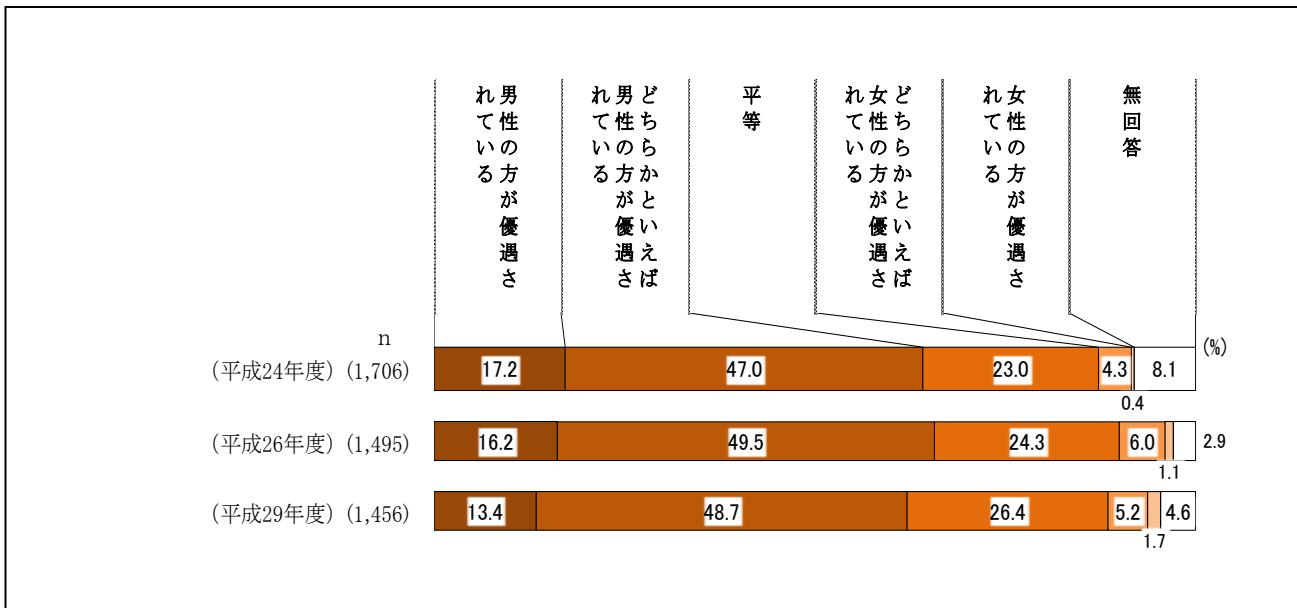
平成17年調査と比較すると、「同感する」と回答した人の割合は、徐々に減少した一方で、「同感しない」と回答した人の割合は高くなつたことから、性別による役割分担意識は低くなつていると考えられます。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)

③男女平等意識の変化(経年比較)

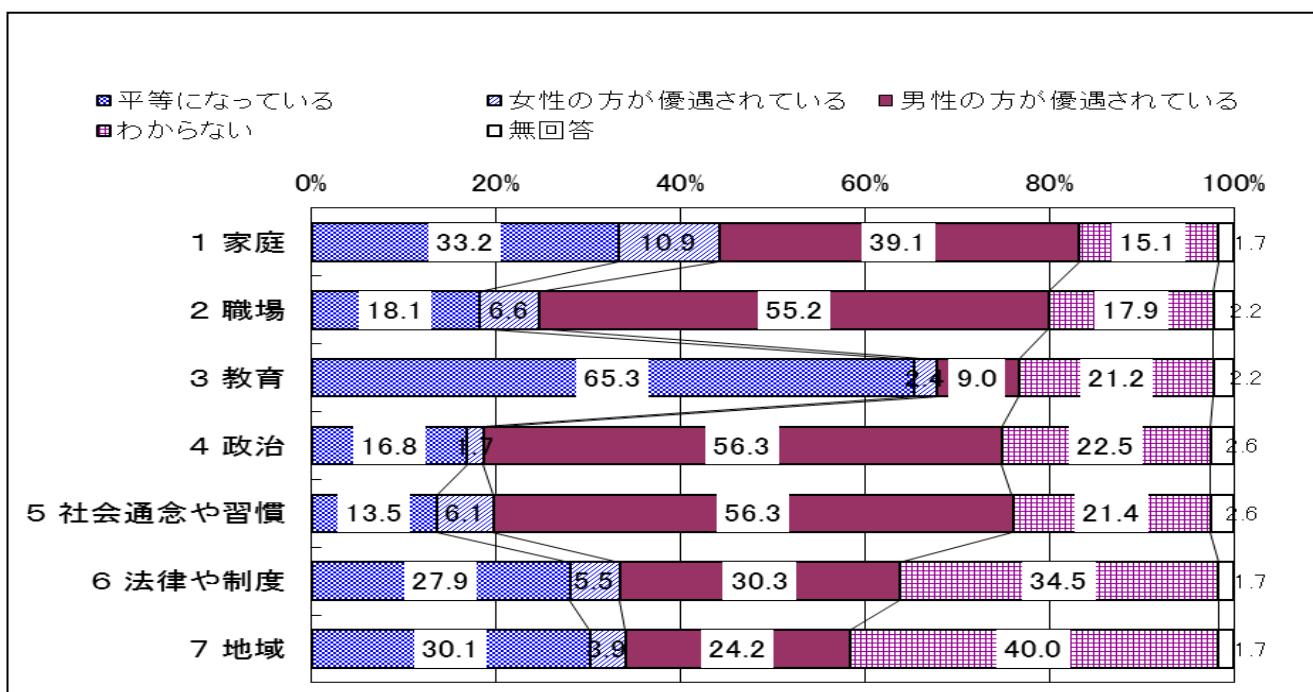
社会における男女の地位について、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が48.7%と最も高く、次いで「平等」と回答した人の割合が 26.4%となっています。経年で比較してみると、前回の調査結果より「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が減少し、「平等」と回答した人の割合が増加している傾向がわかります。



桶川市第五次総合振興計画市民意識調査(平成 29 年度)

④男女平等意識

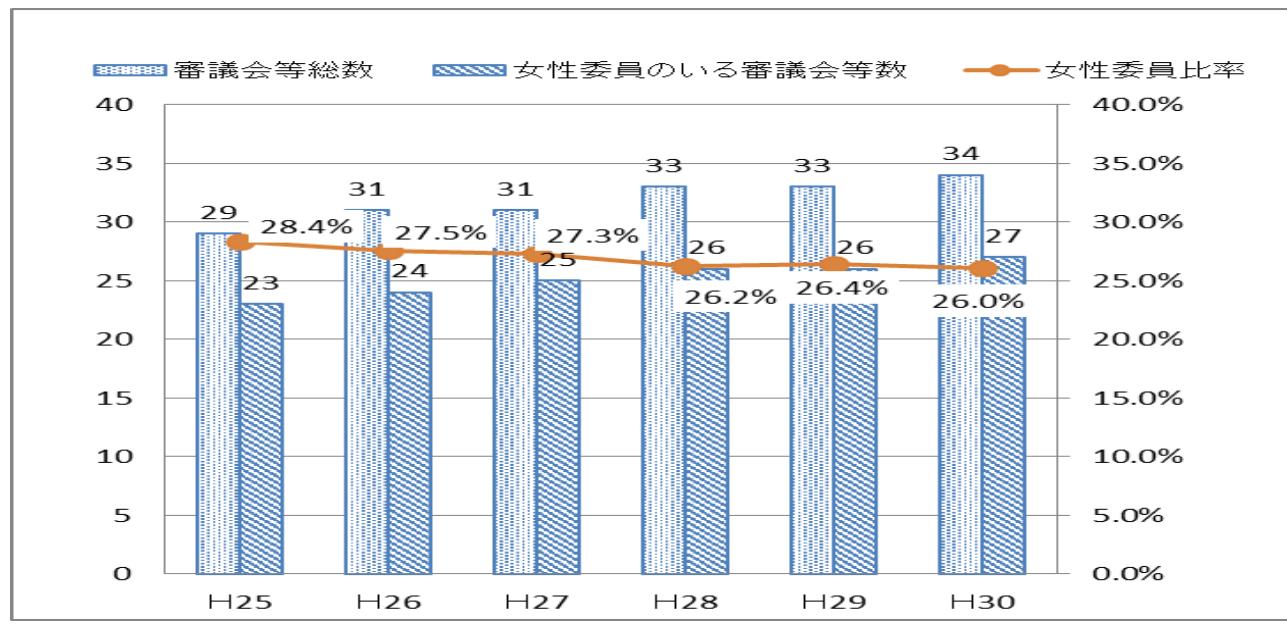
平等になっていると回答した人の割合は、「教育」において過半数を超えて高い割合となっており、次いで「家庭」、「地域」において比較的高い割合となっています。一方で、「職場」、「政治」、「社会通念や習慣」では、過半数の人が「男性の方が優遇されている」と回答していることから、平等でないと感じている割合が高いことがわかります。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 29 年度)

⑤審議会における女性の参画状況

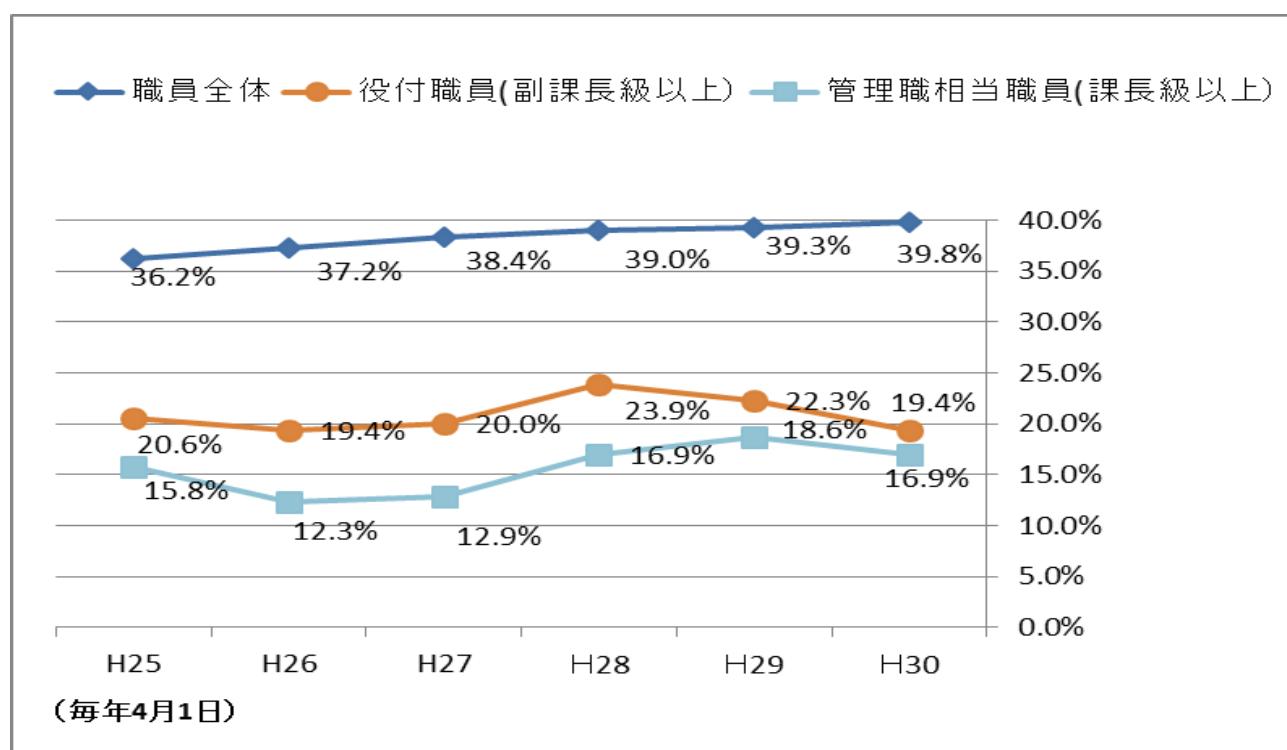
桶川市第五次総合振興計画では、審議会等における女性委員の割合の目標を 40%に定めていますが、平成30年4月1日の時点では 26.0%と目標達成には至っておりません。要因として、審議会等の選出母体の構成員に女性が少ないことが考えられます。



桶川市男女共同参画年次報告書(平成30年度)

⑥市の女性職員と女性管理職の状況

職員全体に占める女性の比率が年々増加する中で、女性管理職の登用率の目標を 20%に定めています。管理職相当職員の全体数の増減が影響を与えるものの、平成 30 年 4 月 1 日時点では平成 25 年度から 1.1 ポイント増の 16.9%となっており、課長級以上の女性職員の割合は少しずつですが増加しています。

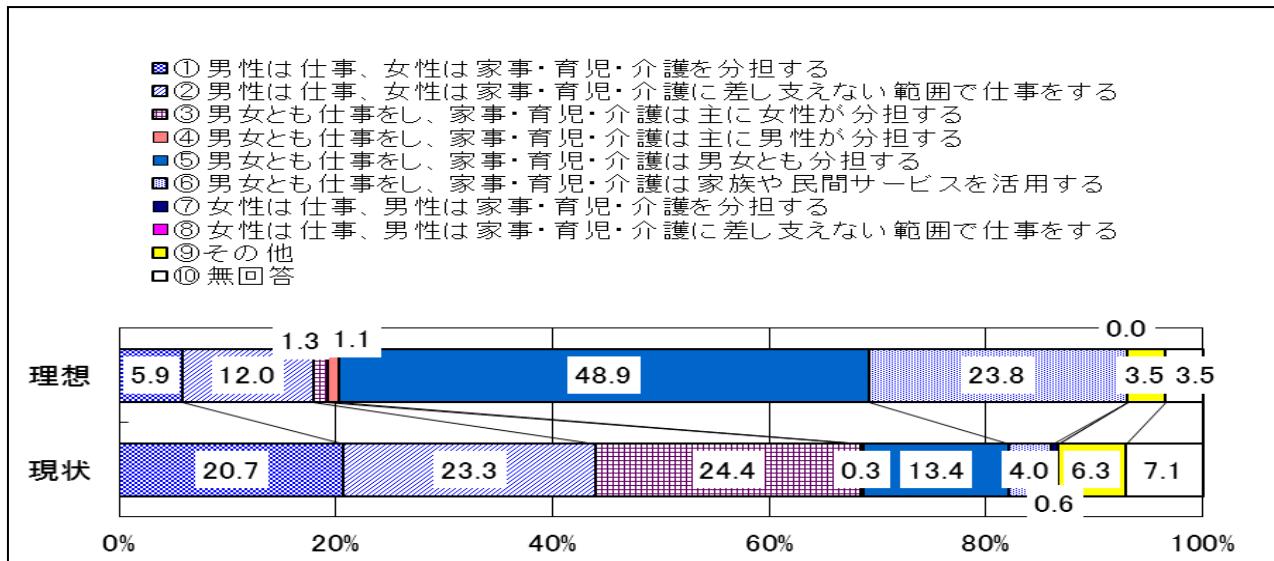


桶川市男女共同参画年次報告書(平成30年度)

(3)男女共同参画の環境

①男女の役割分担の理想と現状

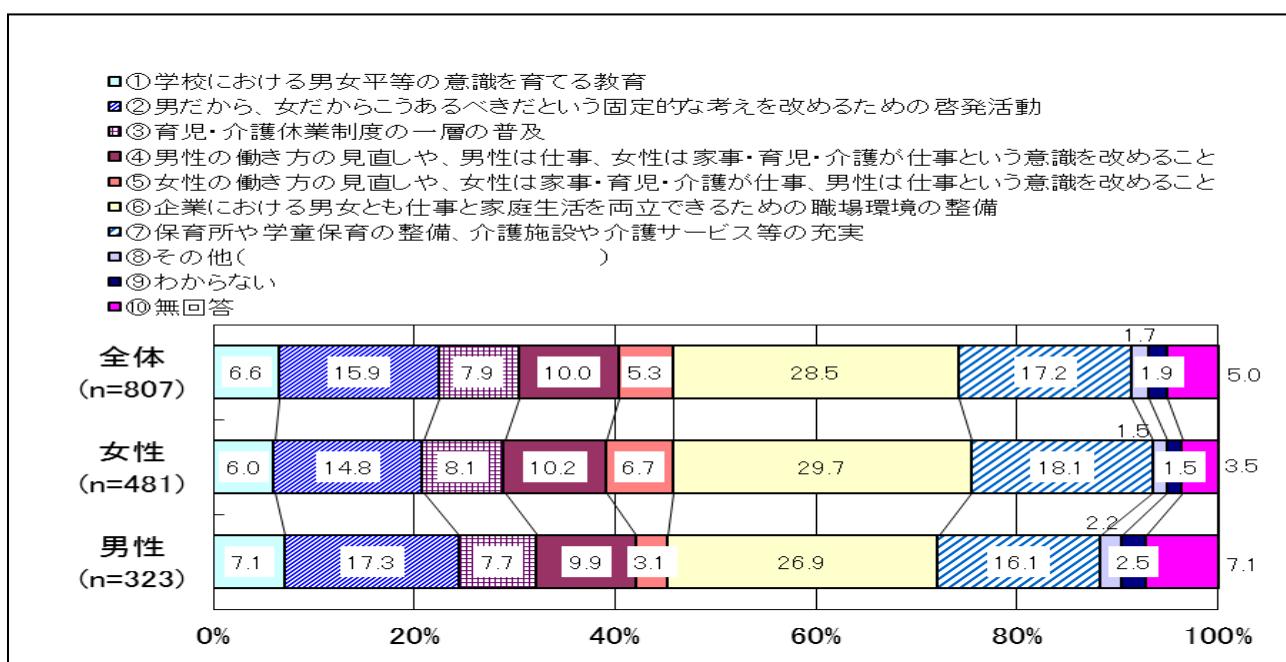
理想は、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護は男女とも分担する」状態を望んでいるが、現状としては、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護は主に女性が分担する」と回答した割合が最も高く、次いで、「男性は仕事、女性は家事・育児・介護に差し支えない範囲で仕事をする」と回答した割合が高いことから、理想と現状に大きな開きがあることがわかります。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 29 年度)

②男女が家事・育児・介護をともに分担していくためには

家事・育児・介護をともに分担していくために必要なことは、「企業における男女とも仕事と家庭生活を両立できるための職場環境の整備」と回答した人が最も多く、次いで「保育所や学童保育の整備、介護施設や介護サービス等の充実」と回答した人が多いことから、環境の整備が求められていることがわかります。

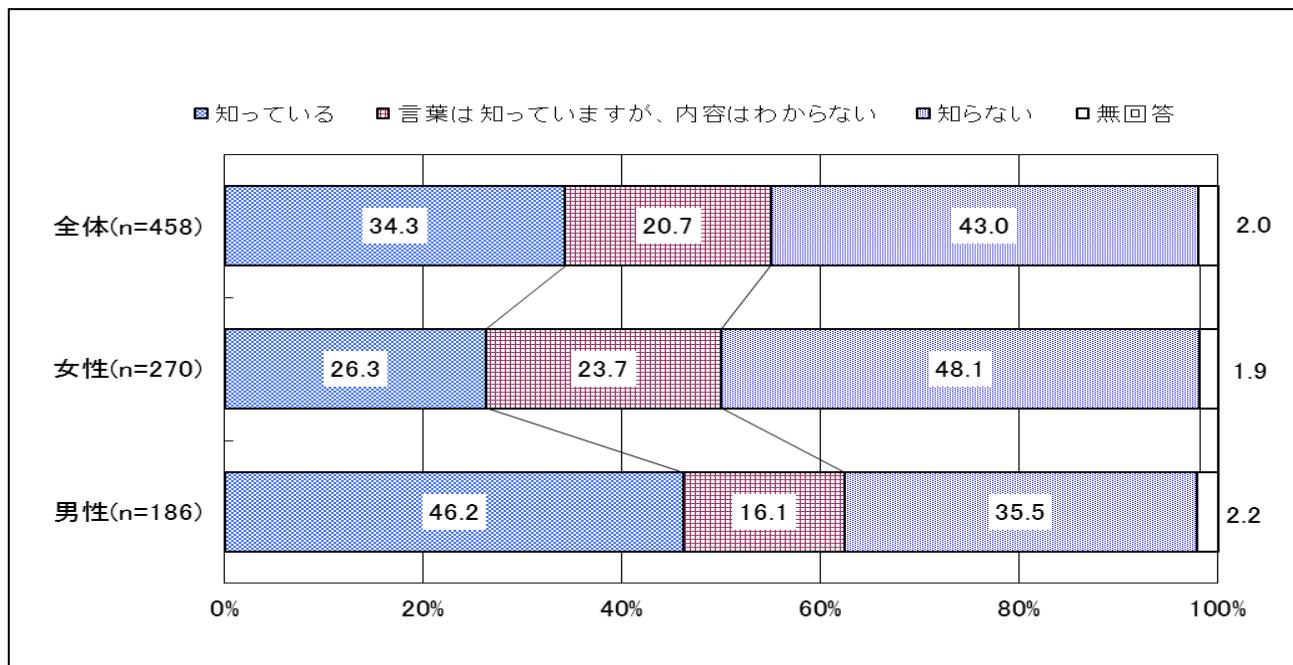


桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 29 年度)

③ワーク・ライフ・バランスの認知度

全体では、「知らない」と回答した人の割合が、43.0%と最も高くなっています。

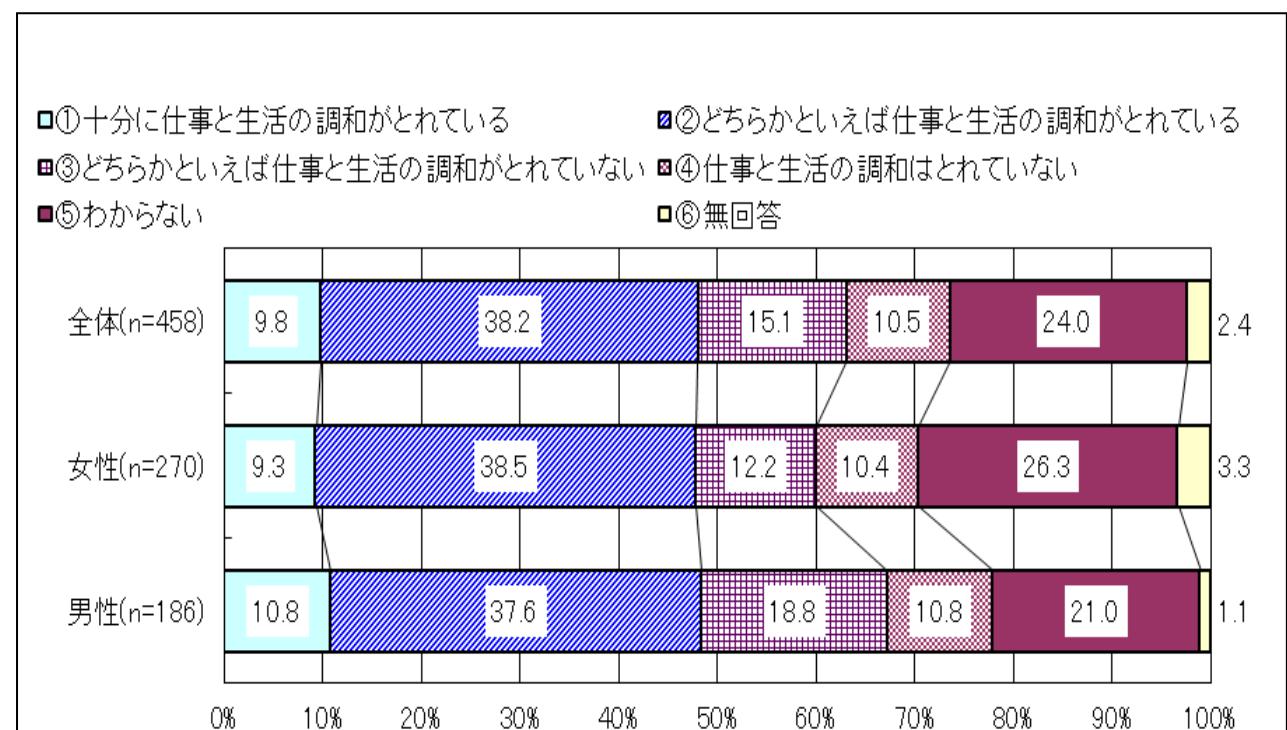
男女別にみると、「知っている」と回答した女性の割合は 26.3%と低いのに対し、男性の割合は、46.2%と高いことから、女性と男性で大きく認知度に開きがあることがわかります。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 29 年度)

④ワーク・ライフ・バランスの実現度

全体では、「どちらかといえば仕事と生活の調和がとれている」と回答した人の割合が 38.2%と最も多くなっていますが、「十分に仕事と生活の調和がとれている」と回答した人と合わせても約半数の人しかワーク・ライフ・バランスが実現されていると考えていませんことがわかります。

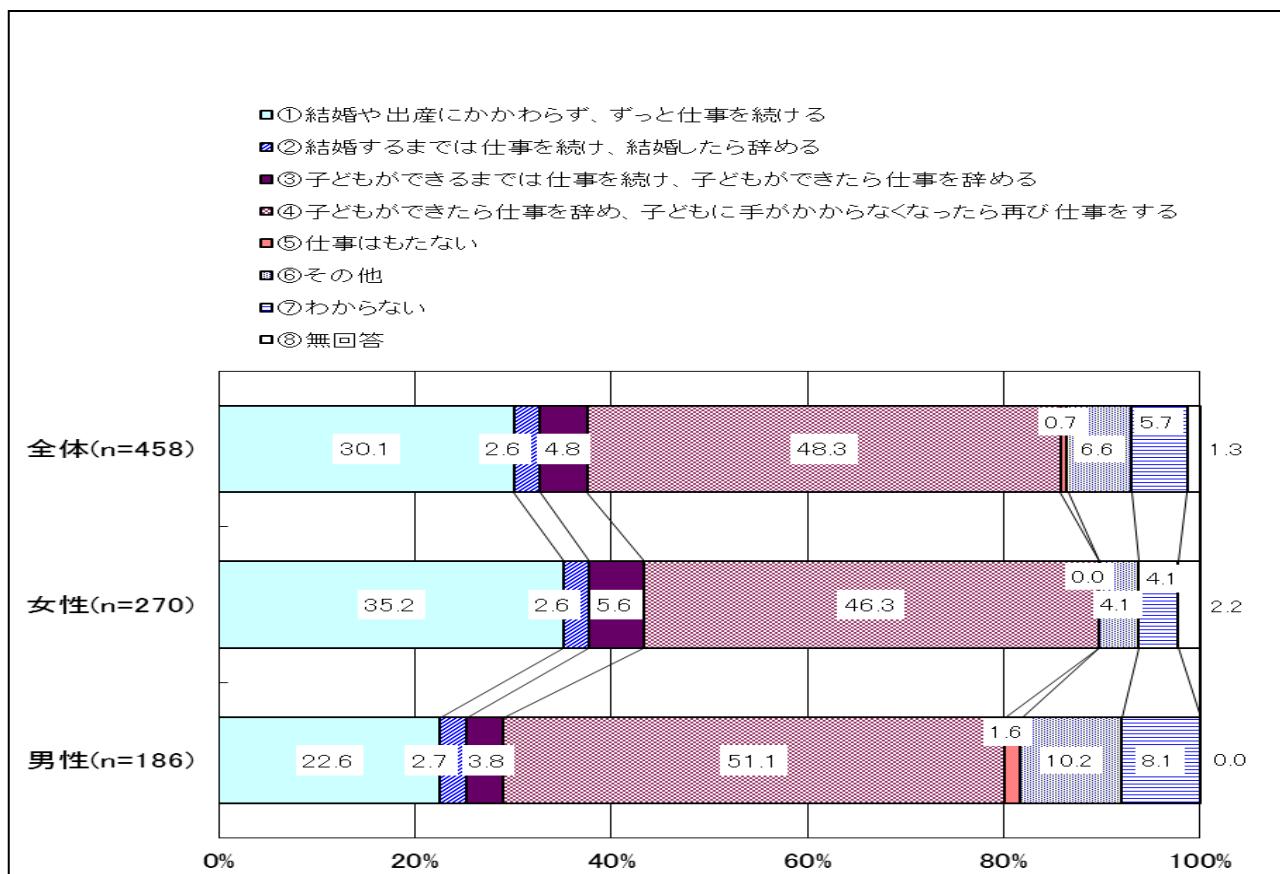


桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 29 年度)

⑤望ましい女性の働き方

全体では、「子どもができたら仕事を辞め、子どもに手がかかるなくなったら再び仕事をする」と回答した人が約半数となっていることから、男女ともに子育ては女性が主体であると考える傾向が高いことがわかります。

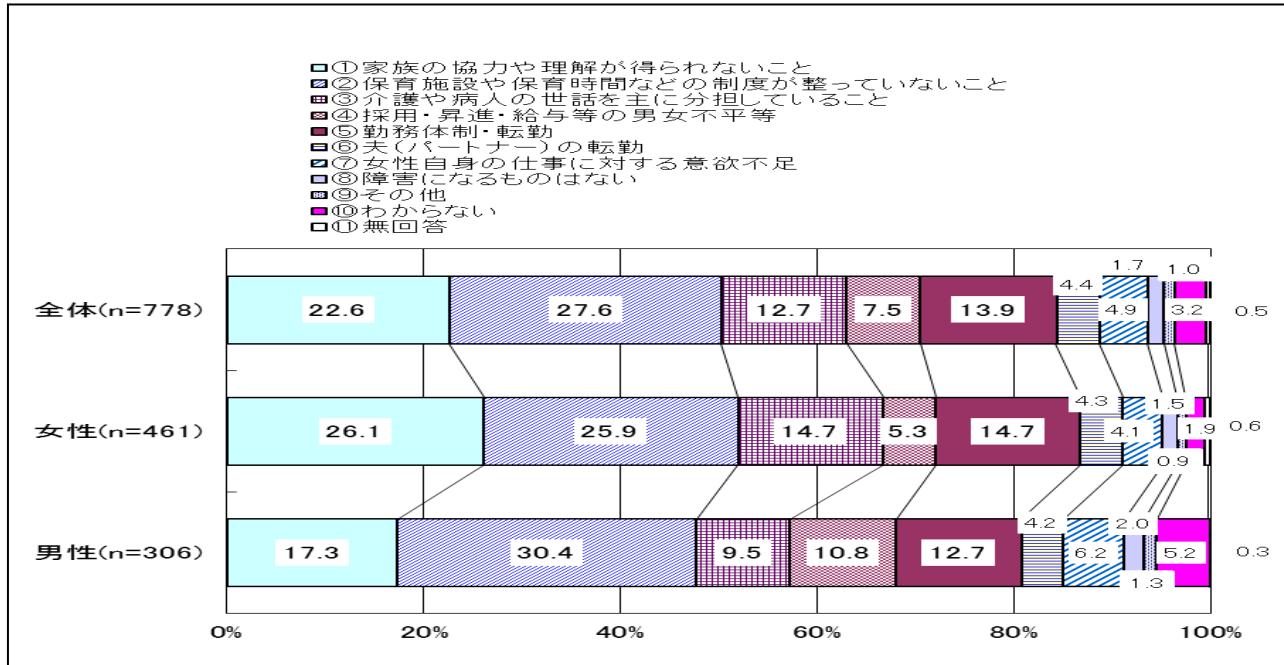
次いで、「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける」との回答した人を男女別に比較すると、女性の方が 12 ポイント高くなっています、「ずっと仕事を続けるべき」との認識が男性よりも高いことがわかります。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 29 年度)

⑥女性が仕事を続ける上での障害

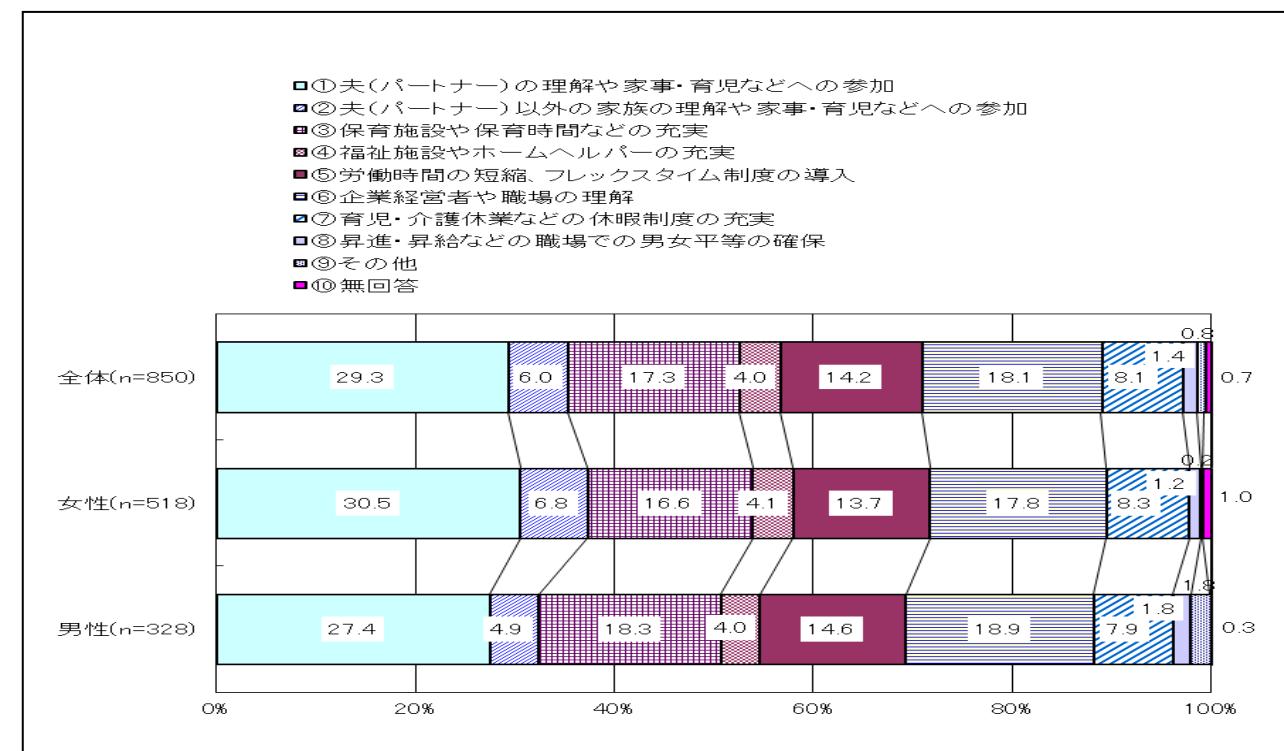
全体では、「保育施設や保育時間などの制度が整っていないこと」と回答した人の割合が 27.6%と最も高くなっています。男女別にみると、女性は「家族の協力や理解が得られないこと」と回答した人の割合が最も高くなっています。これに対し、男性は「保育施設や保育時間などの制度が整っていないこと」と回答した人の割合が最も高くなっています。意識が異なっていることがわかります。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 29 年度)

⑦女性が結婚後、出産後も退職せずに働き続けるために重要なこと

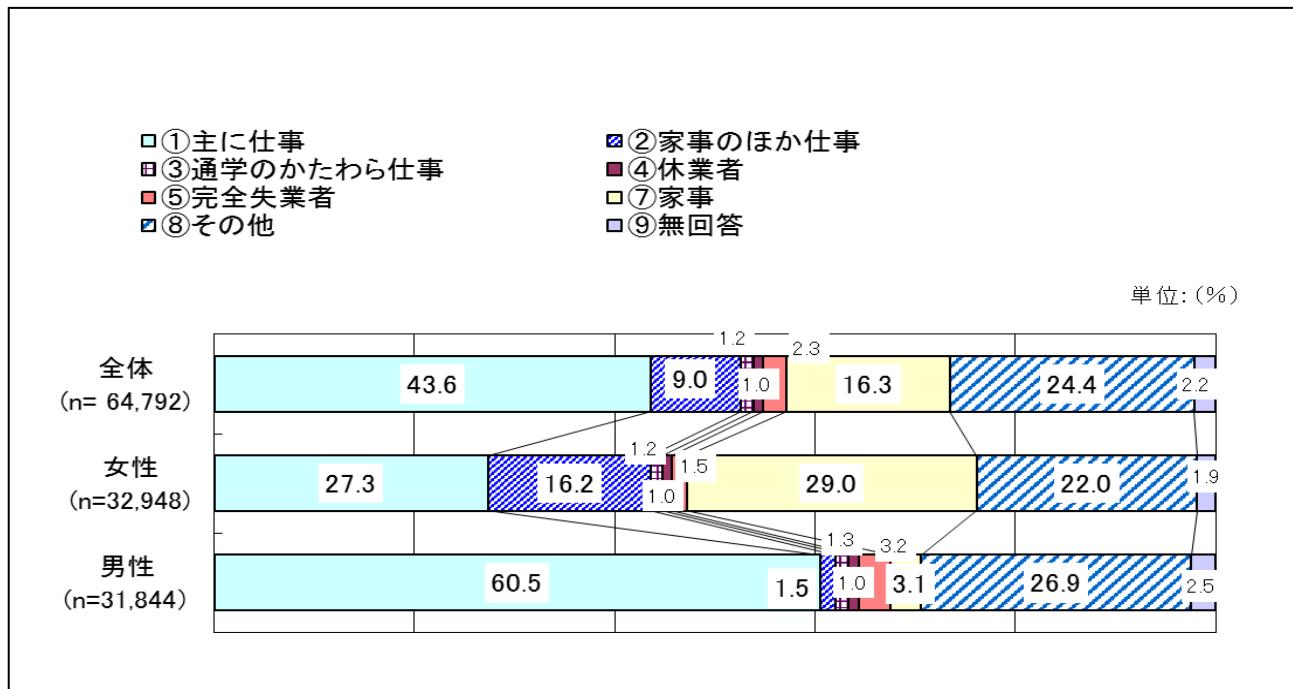
男女ともに「夫(パートナー)の理解や家事・育児などへの参加」と回答した人が最も多くなっており、家族の理解や協力が働き続けるために求められていることがわかります。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成 29 年度)

⑧男女別労働状態

「主に仕事」をしている女性は男性の半数以下となっています。一方で、女性の約半数は、「家事のほか仕事」、「家事」と回答していることから、男性が仕事、家事は女性と役割を分担している現状がわかります。



平成 27 年国勢調査(桶川市)

用語解説

主 に 仕 事 : 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家 事 の ほ か 仕 事 : 主に家事などをしていて、そのかたわら、少しでも収入を伴う仕事をした場合

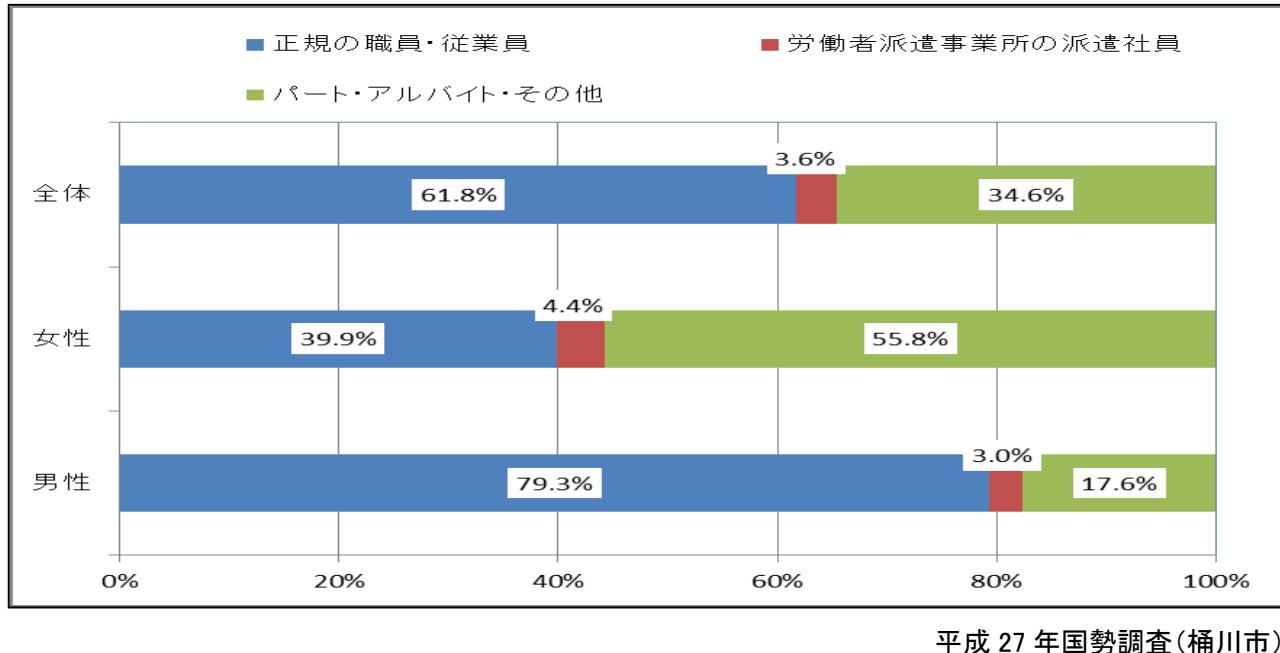
通 学 の か た わ ら 仕 事 : 主に通学をしていて、そのかたわら、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休 業 者 : 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうこと
になつてゐる場合、事業を営んでゐる人が病気や休暇などで仕事を休み始
めてから 30 日未満の場合

完 全 失 業 者 : 調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかつた者のうち、仕事に就くことが
可能、かつ、ハローワークに申し込むなどして積極的に仕事を探していた場合

⑨男女別雇用形態

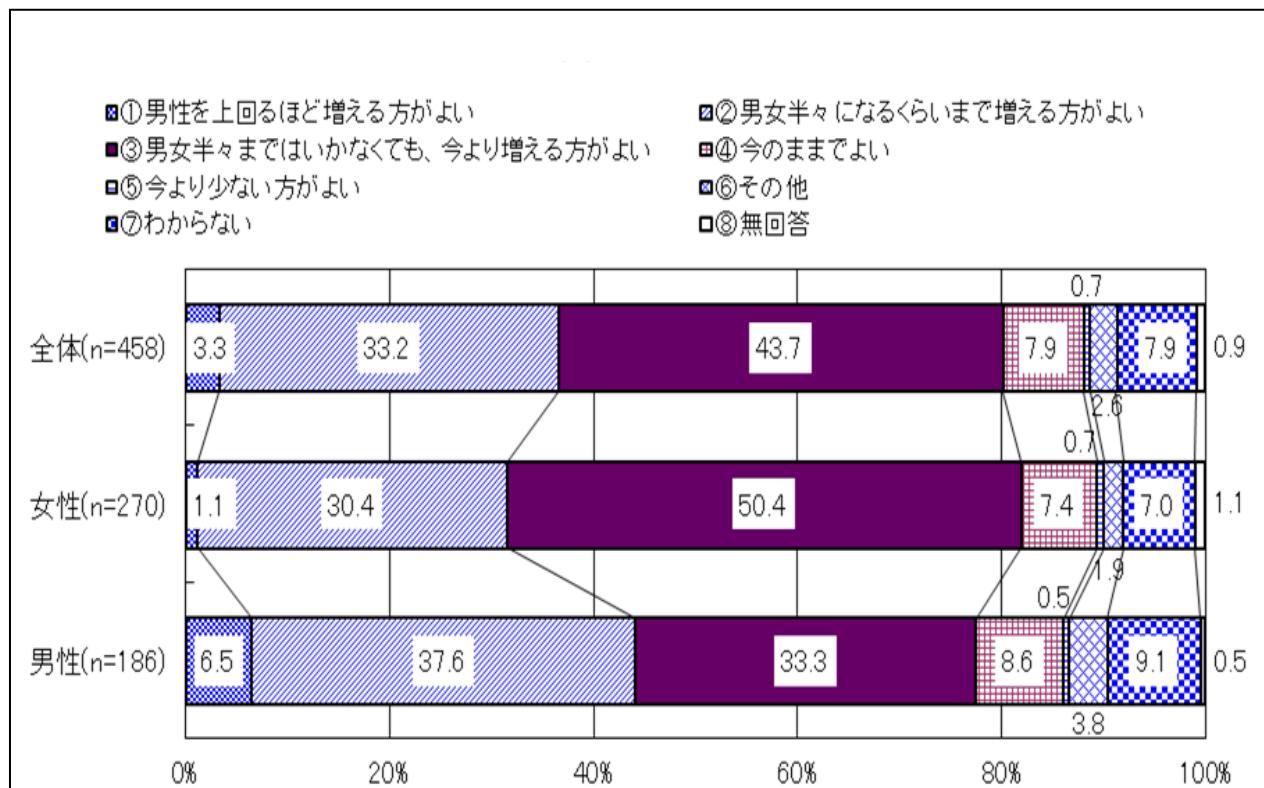
男女別にみると、男性の正規雇用の割合が約8割なのに対し、女性の正規雇用の割合は約4割で「パート・アルバイト・その他」と「派遣社員」の割合が合わせて約6割となっていることから、非正規雇用の比率が高いことがわかります。



平成27年国勢調査(桶川市)

⑩地域における方針決定過程への女性の参画

全体では、「男女半々まではいかなくても、今より増える方がよい」の回答が最も多く、次いで「男女半々になるくらいまで増える方がよい」となっており、7割を超える多くの人が政策・方針決定の場に女性の参画が増えていくことを望んでいることがわかります。

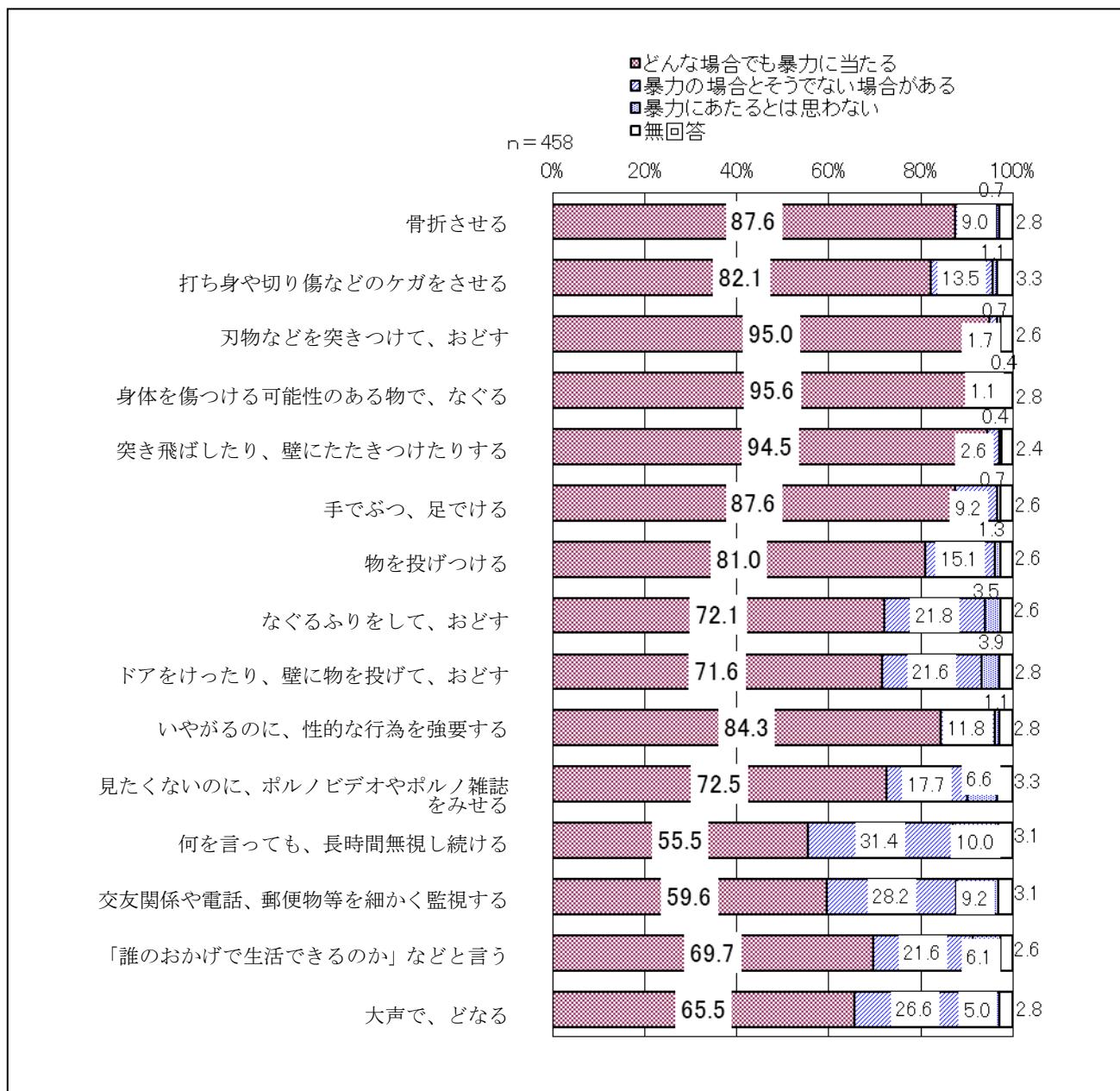


桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)

(4)暴力

①暴力に対する認識

多くの項目で「どんな場合でも暴力に当たる」との回答をした人の割合が8割を超える一方で、精神的な暴力に該当する[何を言っても、長時間無視し続ける]や[交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する]については、6割を下回る人しか「暴力にあたる」と回答しておらず、肉体的な暴力と比較して暴力と認識していない人が多いことがわかります。

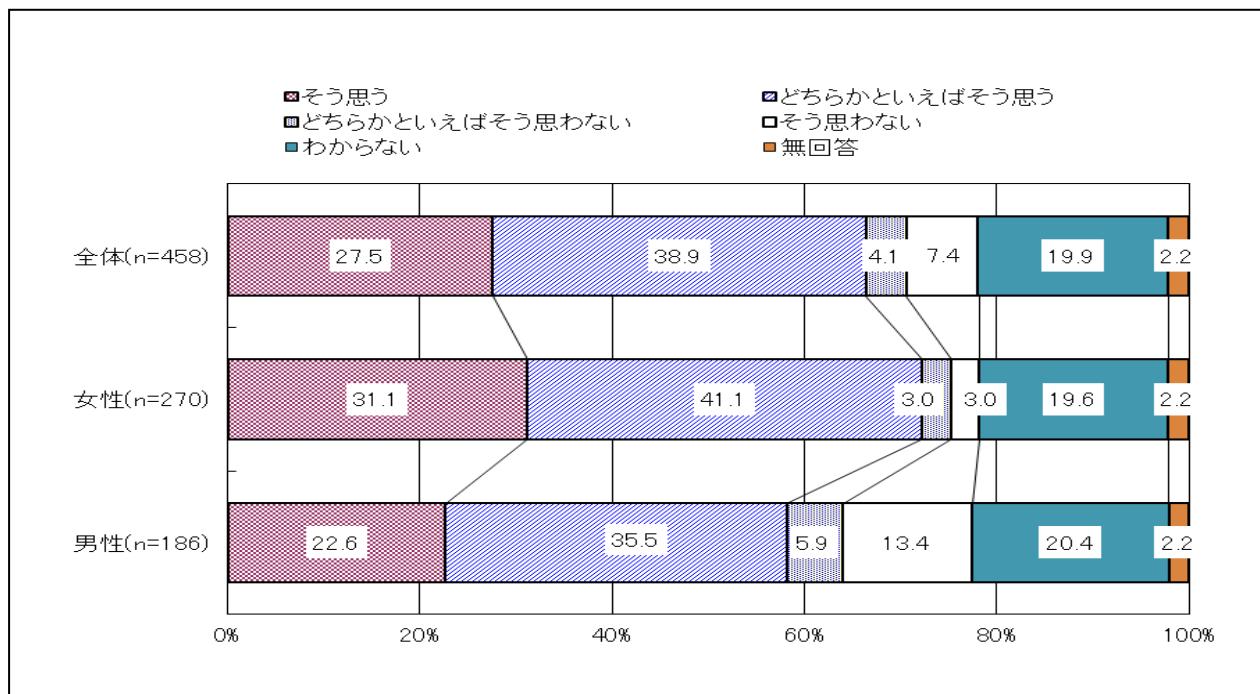


桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)

(5)市の施策

①男性相談の必要性

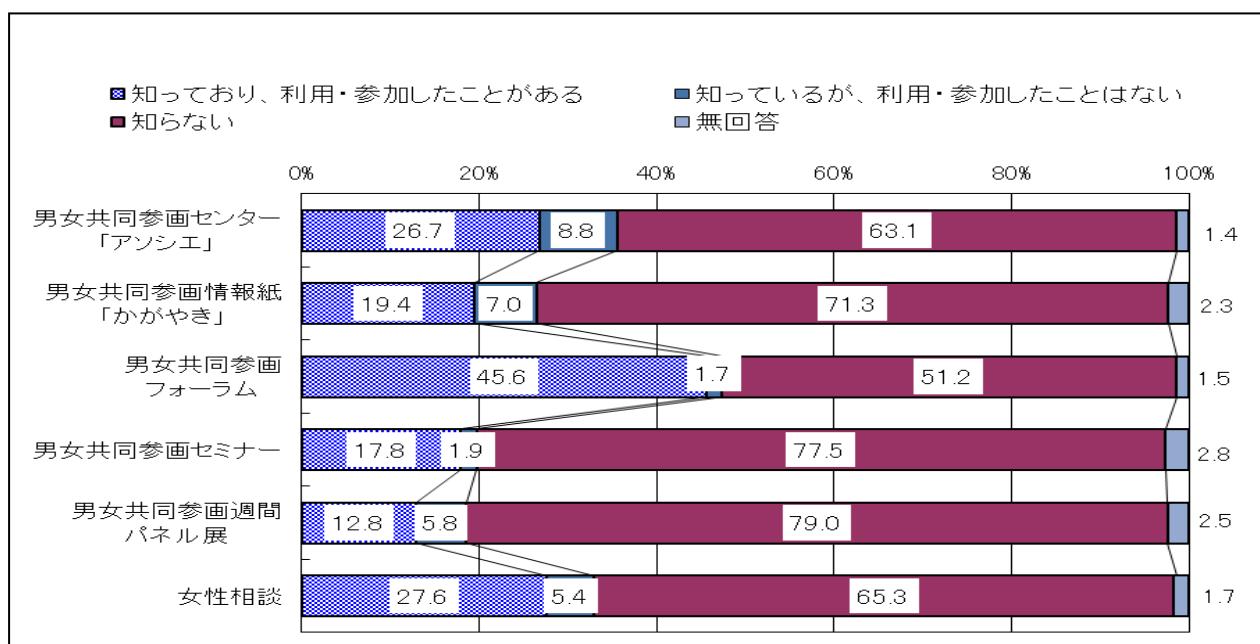
全体でみると、「どちらかといえばそう思う」の回答が最も多くなっています。次いで、「そう思う」の回答が多くなっており、合計すると6割を超え、男性にも相談する機会が必要だと考えられていることがわかります。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)

②男女共同参画に関する取組や事業についての認知度

すべての項目において、5割以上が「知らない」と回答しています。多くの人に市の取組や事業について認知されていないことがわかります。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(平成29年度)

③男女共同参画に関する施策についての意見等(抜粋)

平成 29 年度に実施した男女共同参画に関する意識調査の中で、市の男女共同参画に関する施策についていただいた意見、要望等の一部を掲載します。

- ・これから若年層の人口が減少するので、働き手となる女性の採用を推し進めて欲しいです。

＜女性／50歳代＞

- ・各種施策についての啓発活動をより一層推進していただきたいです。

＜男性／70歳代＞

- ・市で行われている事業で知らないものが殆どでした。もっとアピールなどをして、知ってもらわなければもったいないと感じました。積極的な取組をしているのは素晴らしいと感じるため、さらに発展や宣伝を張っていただきたいです。

＜女性／20歳代＞

- ・市には色々な部所や課がありますが、特に今回の男女共同参画課の仕事の内容はわかりづらいと感じました。広報や説明会等でPRをし、もっと市民の皆さんに理解されていかれるこことを希望します。今回の意識調査でいくつか理解できました。

＜男性／70歳代＞

- ・市の事業への女性の参加には、まだまだ少ないと感じました。色々な組織編成等の時はあらかじめ女性人数等を決め募集活動を細かく周知することが必要かなと思います。広報などで目立つ案内をするなど申し込みをしたくなるようなキャッチフレーズで、女性の必要性が感じとれる内容がいいと思います。

＜女性／60歳代＞

- ・男女だけでなく、「温故知新」故きを温ねて新しきを知る。老若男女で参加できる、したくなるイベントなどを開いて、子どもたちに大人とふれあう時間があるとよいと思います。

＜男性／30歳代＞

第2章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の方向

(1) 基本理念

桶川市第四次男女共同参画基本計画は、「桶川市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。基本理念は、次の7つの項目となります。

1. 男女の人権の尊重（第3条第1項）

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊重が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2. 社会における制度及び慣行の見直しと意識改革（第3条第2項）

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、さまざまな場面で男女双方の生き方及び男女の社会における活動の自由な選択を制約していることに配慮し、男女共同参画の視点に立って社会制度及び慣行を見直すとともに、意識の改革を行わなければならない。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画（第3条第3項）

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立（第3条第4項）

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようすることを旨として、行われなければならない。

5. 性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮（第3条第5項）

男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない

6. 国際社会における取組の配慮（第3条第6項）

男女共同参画の推進は、国際社会における取組が我が国の男女共同参画の施策を促してきた経緯にかんがみ、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶（第3条第7項）

男女共同参画の推進は、これまで私的領域の問題とされてきたドメスティック・バイオレンスが社会構造的なものであり、その根絶のためには社会的取組が必要であるとの認識の下に、女性に対するあらゆる暴力が根絶されることを旨として、行われなければならない。

(2) 基本目標

本計画では、男女共同参画社会の実現を目指し、次のような基本目標に基づき施策の展開をします。

基本目標1

男女共同参画をすすめる意識づくり

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画の意識がすべての人に浸透することが重要です。固定的な性別役割分担意識の解消と、男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、ともに責任を果たしていく男女共同参画社会を実現するために、男女共同参画について意識啓発を行い、教育や学習の充実について継続的に取り組みます。

また、男性の男女共同参画の意義について理解を促進するための啓発活動や、政策や方針決定の場に女性の参画が進むように働きかけ、多様な意見が反映されていくよう推進します。

基本目標2

男女共同参画をすすめる環境づくり

性別にかかわることなく、一人ひとりが自分らしく生きていくためには、家庭・職場・地域での環境づくりが重要です。

ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女がともに働きやすく、家事・育児・介護を協力しながら分担していくように家庭への支援とだれもが働きやすい職場の環境整備の推進について継続的に取り組みます。さらに、働く意欲のある女性に対しては活躍支援を行います。

また、男女共同参画の視点が取り入れられるよう、地域活動における方針決定過程への女性の参画の推進や防災・防犯対策における多様な意見が反映される環境づくりを推進します。

基本目標3

一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

だれもが人権を尊重され、その人らしく伸びやかに生きるためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、だれもが性別による差別的な扱いや暴力を受けることがない社会づくりが重要です。

特に配偶者等に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、啓発活動の推進と被害者等への支援について継続的に取り組みます。

また、だれもが生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう、年齢や性別に応じた健康支援や意識づくりを推進し、高齢者、障害者、外国人への支援や性的マイノリティの方への理解の促進や取組を行うなど、多様な人々が地域の中で安心して暮らしていくための社会づくりを推進します。

(3) 重点的に取り組む事項

男女共同参画施策をより効果的に推進するために、最近の男女共同参画に関する動向や第三次計画における本市の取組を踏まえて、重要性の高い以下の5つの分野を本計画の重点事項とします。

重点事項1 審議会等への女性の積極的な参画の推進

男女共同参画推進の体制づくりとして、審議会等の委員の女性割合について40%を目指し、女性の政策・方針決定過程への参画を推進します。

重点事項2 あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進

男女共同参画の実現を阻むDV等、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、一人ひとりに正しく理解してもらうための啓発と、安心して相談ができる体制づくりを推進します。

重点事項3 ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がともに自分のライフスタイルに合わせた多様な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識啓発や情報提供を行いながら、ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）が調和しただれもが働きやすい仕組みづくりを推進します。

重点事項4 男女共同参画に関する男性の理解の促進

男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画を促進するために、意識啓発や情報提供を通じて、男女共同参画への男性の理解や意識改革を推進します。

重点事項5 男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進

地域活動における防災・防犯対策に、男女それぞれの視点を取り入れるために女性の参画の必要性を意識啓発や情報提供を行い、男女共同参画の視点を反映させる体制づくりを推進します。

2. 計画の将来像

性別にかかわることなく、一人ひとり個々の可能性を追求し、また、尊重することのできる意識づくりをすすめ、男女がともに輝く社会を目指します。

「 だれもが多様な生き方を認め合い
男女がかがやくまち おけがわ 」

今計画では、第三次計画に示した将来像を継続して各施策を推進していきます。

第3章

計画の内容

※このページには、

1. 計画の内容《施策の体系図》が入ります。

※このページには、

1. 計画の内容《施策の体系図》が入ります。

基本目標 1

男女共同参画をすすめる意識づくり

1 意識啓発と調査・研究

【現状と課題】

平成29年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果（以下、「意識調査の結果」という。）において、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を持っている人の割合が減少していることや、平成29年度の桶川市第五次総合振興計画市民意識調査の結果において、社会全体における男女の地位について「平等」と考えている人の割合が年々増加していることから、少しずつではありますが男女共同参画に対する意識の変化がみられます。一方で、意識調査の結果の中で職場や政治、社会通念などでは男性が優遇され、男女が平等ではないと感じている人が多いことや、理想では仕事と家事の役割を男女で分担したいと考えているが、現状では主に仕事は男性、家事は女性が担っているようです。

また、市が行う男女共同参画に関する事業については、半数以上が「知らない」と答えるなど、事業に対する認知度が低い状況にあります。男女共同参画社会の形成が男性にとっても暮らしを豊かにするために必要なものであるとの理解を促し、男女がお互いに協力し、家庭や地域へ参画できる社会となるような啓発や、男女共同参画の視点に立った学校教育の更なる取組も必要です。

これまで、わが国において男女共同参画の推進は、国際的な動きとともに進められてきました。今後も世界的な動きについて理解と関心を深めながら、国内外の取組や課題について調査研究、情報の収集を行い、男女共同参画に対し意識を高めていく必要があります。

【施策の方向性】

施策 No.	施策	施策の概要	事業	担当課
(1)	男女共同参画推進のための広報・啓発活動	男女共同参画社会を実現するため固定的性別役割分担意識の解消や慣習、社会制度の見直しのために、積極的な情報提供と、広報・啓発事業の充実を図ります。	①市刊行物における男女共同参画の視点の徹底 ②広報紙やホームページによる情報提供と啓発 ③セミナーやフォーラムの開催 ④グループサポート事業の実施	秘書広報課 人権・男女共同参画課

(2)	<p>重点事項④</p> <p>男女共同参画に関する男性の理解の促進</p>	<p>男性に対して男女共同参画への理解の促進と意識の改革を図ります。また、男性が家事・育児・介護等に参画することに対して周囲の理解を深めるために必要な啓発活動を行います。</p>	<p>①男女共同参画に関する男性の意識啓発 ②家事・育児・介護・地域活動等への参画促進 ③育児休業・介護休暇の取得促進 ④男性相談実施の検討</p>	<p>人権・男女共同参画課 職員課 自治文化課</p>
(3)	<p>男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進</p>	<p>学校教育において、男女平等教育を推進するとともに、男女共同参画の視点を持った教職員や保護者への研修や啓発を実施します。市民に向けては、男女共同参画推進意識の醸成のため、社会教育等において学習機会を提供します。</p>	<p>①男女平等教育の推進 ②性別にとらわれない、個人の能力と適正を重視した進路指導 ③教職員の男女共同参画に関する研修の実施 ④P T A活動への男性保護者の参画と会長職への女性の参画促進</p>	<p>人権・男女共同参画課 学校支援課 生涯学習文化財課</p>
(4)	<p>男女共同参画に関する調査・研究・情報の収集と提供</p>	<p>男女共同参画に関する市民意識の動向を調査し、意見を施策に反映します。また、男女共同参画に関する国内外の最新の動向について、情報収集と提供を行います。</p>	<p>①市民意識の動向調査の実施 ②男女共同参画に関する国内外の情報収集と提供</p>	<p>人権・男女共同参画課</p>

2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

【現状と課題】

市ではこれまで、審議会等への女性委員の参画を推進するため、その割合を40%とすることを目標に重点事項として取り組んでまいりましたが、平成30年4月1日時点では、26.0%と目標達成には至っておりません。この要因として、審議会等の選出母体において、女性の構成比自体が低い団体も多く、女性を委員として選出することが難しい状況にあることが考えられます。

また、庁内においては女性職員の管理職への登用を推進するため、20%を目標としてまいりましたが、16.9%と前回の計画策定時から1.1ポイント増加したものの、目標の達成には至りませんでした。

市が率先して審議会等への女性委員の割合を高めるなどの取組を進めることや、女性管理職を積極的に登用するなど、参画の拡大に努めながら、女性の参画率が低い要因を分析し、あらゆる分野において男性と女性の多様な意見が反映されることが求められます。

【施策の方向性】

施 策 N.O.	施 策	施 策の概要	事 業	担 当 課
(5)	重点事項① 審議会等への女性の積極的な参画の推進	審議会等への女性委員の参画を推進するため、女性の委員数調査を実施し公表します。 女性人材リストの整備・活用を図ります。	①審議会等への女性委員の参画推進（目標40%） ②推薦団体への女性選出の協力要請 ③委員選出方法のあり方の見直し ④女性人材リストの充実及び有効活用	人権・男女共同参画課
(6)	庁内における女性管理職登用の推進 [桶川市女性活躍推進計画]	女性活躍推進法に定められた特定事業主行動計画に基づき、女性職員の積極的な管理職登用の推進と職場風土や意識を改革し、職域の拡大を図ります。	①女性職員の積極的な管理職への登用（目標値20%） ②職員研修の実施 ③桶川市次世代育成／女性活躍特定事業主行動計画に沿って職員の意識改革や職場の環境整備 ④出産・育児休業後の職場環境等復帰への配慮	職員課

3 男女共同参画センター機能の充実

【現状と課題】

新庁舎の完成により、東部市民サービスセンター内に設置していた男女共同参画コーナー「※¹ アソシエ」を新庁舎へ移設し、情報提供や交流促進などの「活動拠点機能」と、DV相談やフェミニスト・カウンセリングなどの「相談機能」とを同一施設内に集約して提供できるようになったため、「男女共同参画センターの設置」という目標を達成することができました。

しかしながら、意識調査の結果から、「アソシエを知らない」、「女性相談を知らない」と回答した人がいずれも6割を超えるなど、市がこれまで実施してきた男女共同参画事業の認知度が低いことがわかりました。

男女共同参画センター機能の周知を進めていくためには、「活動拠点機能」である「アソシエ」の更なる活用と、「相談機能」の充実に向け、市民ニーズを把握する中で、そのあり方を検証することが求められます。

【施策の方向性】

施 策 N.O.	施 策	施策の概要	事業	担当課
(7)	男女共同参画センター機能の活用の推進	「活動拠点機能」と「相談事業」の利用促進に向けた周知活動と、その機能の充実	①男女共同参画センター機能の周知 ②男女共同参画コーナー「アソシエ」の検証と利用の促進 ③女性相談事業の充実	人権: 男女共同参画課

用語解説

※1 アソシエ

英語の“Association（仲間）”の略で、男女共同参画社会の実現を目指して、学習や交流をするためのコーナーの名称。男女共同参画に関する書籍等を備えただれでも自由に利用できるコーナーで、情報発信拠点として男女共同参画に関する市や国・県の様々な取組の啓発に活用している。

基本目標2 男女共同参画をすすめる環境づくり

1 家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

家庭での男女の役割には、女性が家事・育児・介護、男性は仕事といった固定的性別役割分担意識が根強く残っています。

意識調査の結果をみると、理想では、男女とも仕事をし、家事・育児・介護は分担したいが、現状では主に男性は仕事、女性は家事・育児・介護に分担している回答が多くみられました。また、約半数が仕事と生活の調和が取れていると考えているものの、

※² ワーク・ライフ・バランスの意味までは知らない人も多くみられました。さらに、男性は長時間労働により、家事、育児等に参画できない現状があることから、仕事優先の組織風土や長時間労働を前提とした働き方を見直していくかなくてはなりません。

男女がともに協力し、家事・育児・介護を分担していくためには、「男だから、女だからこうあるべきだ」という固定的な考え方を改めるよう継続的な啓発活動が必要です。

さらに、地域での充実した子育てや介護に参画することで、多様なライフスタイルを実現することができるよう、多様なニーズに応じたサービスの充実が求められています。

【施策の方向性】

施 策 N.O.	施 策	施策の概要	事業	担当課
(8)	重点事項③ ワーク・ライフ・バランスの推進 [桶川市女性活躍推進計画]	男女がともに家庭生活と職業生活等とのバランスのとれたライフスタイルを実現できるよう支援します。	①ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発活動の実施 ②育児休業や介護休暇制度の普及・啓発	人権・男女共同参画課 職員課 産業観光課
(9)	男女がともに担う家事・育児・介護の推進 [桶川市女性活躍推進計画]	男女が家族の対等な一員として、喜びも責任も分かち合えるよう支援します。	①相談サービスの充実 ②男女がともに家事・育児・介護を担うための講座の実施 ③男性向け講座の開催	人権・男女共同参画課 高齢介護課 子ども未来課 保育課

(10)	地域で支える子育て家庭への支援	多様なサービスへの対応及び地域での子育て支援の充実を図ります。また、ひとり親家庭の安定した生活への支援と充実を図ります。	①子育て世代包括支援センター事業の充実 ②子育てサービスの充実 ③子育て支援センター・児童館、※ ³ ファミリー・サポート・センター事業の充実 ④子育てサークル等への支援の充実 ⑤ひとり親家庭の自立に向けた情報提供と支援(経済的支援、各種制度の利用)	子ども未来課 保育課 健康増進課 学校支援課
(11)	介護が必要な家庭への支援	家族の介護負担を軽減するため、相談体制や介護サービスの充実を図ります。また、健康でいきいきと地域で暮らし続けられるよう、介護予防事業の充実を図ります。	①介護サービスの充実 ②介護予防の充実	高齢介護課

2 職場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

意識調査の結果をみると、女性の働き方については子どもができたら離職し、子育てが一段落したら再び就労することが望ましいと回答をした人が多くみられました。

平成27年度国勢調査の結果によると、雇用形態は男性の約8割が正規雇用であるに対し、女性は正規雇用が約4割と比率が低く、パートやアルバイト等の非正規雇用の比率が高いことがわかります。

また、女性が仕事を続ける上での主な障害として、「勤務体制、転勤」が多く挙げられています。

女性活躍推進法に規定されるとおり、生きがいをもって働くことができるよう事業所の理解と家族の協力を促し、仕事と家庭生活を両立できるように環境整備を進めていくことが必要です。

また、女性が結婚後、出産後も退職せずに働きつづけるために多様な働き方を認め、労働時間の短縮やフレックスの導入などの勤務先の理解や周囲の協力が必要です。

【施策の方向性】

施 策 NO.	施 策	施策の概要	事業	担当課
(12)	男女がともに働きやすい職場環境の整備 [桶川市女性活躍推進計画]	女性活躍推進法等の普及のための啓発を行い、男女がともに働きやすい職場環境の整備を推進します。また、働きやすい環境づくりのために※ ⁴ セクシュアル・ハラスメント、※ ⁵ パワー・ハラスメント等防止のための啓発活動の充実を図ります。	①市民や企業等への雇用や待遇についての啓発 ②男女共同参画に積極的に取組む企業等の紹介 ③育児休業や介護休暇制度の普及・啓発 再掲 ④セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等防止のための啓発	人権・男女共同参画課 職員課 産業観光課
(13)	経済分野における女性の活動支援 [桶川市女性活躍推進計画]	多様な就業形態の中で自分のライフスタイルに合った柔軟な働き方を選択できるような活動の支援を行います。	①就労講座の実施及び情報提供 ②就労相談の充実 ③女性農業従事者への「家族経営協定書」の普及と認定農業者の育成・支援	人権・男女共同参画課 産業観光課 農政課
(14)	女性のチャレンジ支援の推進 [桶川市女性活躍推進計画]	再就職や起業を目指す女性のための情報提供と就業能力の育成を図ります。	①他機関との連携による相談や講座の実施及び情報提供 ②再就職・起業のための講座の実施及び情報提供	人権・男女共同参画課 産業観光課

3 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女がともに活動しているにも関わらず、組織のリーダー的な役割を担っているのはほとんどが男性であり、防災・防犯対策や地域活動の場においても女性の責任者は非常に少ないのが現状です。意識調査の結果では、自治会等の代表や各種委員の選出については、男女同数あるいは同数に近い人数になる方がいいと回答している人が約8割いることから、地域活動に男女がともに積極的に参画し、活動に携わることが大切になります。

地域活動においては、固定的な性別役割分担意識を解消するための意識啓発を促進するとともに、リーダー的役割を担う女性を育成する取組が必要です。特に、防災・防犯対策においては、女性のニーズに対応できるように女性のリーダーを育成し、男女共同参画の視点に立った体制づくりを行うことが求められます。

【施策の方向性】

施 策 N.O.	施 策	施 策 の 概 要	事 業	担 当 課
(15)	地域活動における方針決定過程への女性の参画の推進	地域活動において男女がそれぞれの意見を反映できる環境づくりを推進します。	①市民の地域活動における、男女共同参画に関する研修、広報・啓発活動の推進 ②自治会活動での女性リーダーの育成	人権・男女共同参画課 自治文化課
(16)	重点事項⑤ 男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進	防災・防犯対策の活動において男女それぞれの視点を取り入れるために女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策を推進します。	①市民の自主防災組織等における、男女共同参画に関する研修、広報・啓発活動の推進 ②自主防災組織における女性リーダーの育成 ③防犯体制における男女共同参画の推進	人権・男女共同参画課 安心安全課

用語解説

※2 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な 生き方が選択、実現できること。

※3 ファミリー・サポート・センター事業

安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるための子どもを預けたい人（依頼会員）と預かる人（協力会員）を結ぶ事業。相互の都合に合わせ、会員の家庭における保育を有料で実施する。

※4 セクシュアル・ハラスメント

性的な嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示などの行為。通称「セクハラ」

※5 パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。通称「パワハラ」

トピックス

～ハラスメント～

ハラスメントとは、いろいろな場面で相手に対して行われる「嫌がらせ」や「いじめ」のことです。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント以外にもこんなハラスメントがあります。

- アルコール・ハラスメント（アルハラ）
飲酒の強要、酔ったうえでの迷惑な発言や行動
- ジェンダー・ハラスメント（ジェンハラ）
性に関する固定観念や差別意識に基づいた嫌がらせ
- マタニティ・ハラスメント（マタハラ）
妊娠している、または出産した女性に対して行う嫌がらせ
- モラル・ハラスメント（モラハラ）
言葉や態度などによる精神的な嫌がらせ

基本目標3

一人ひとりの人権が尊重された社会づくり

1 あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進

【現状と課題】

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、外部から発見困難な夫婦間や交際相手との間で行われることが多く、男性の被害者もいますが、被害者の多くは女性となっています。

意識調査の結果からみても、身体的暴力については概ね「どんな場合でも暴力に当たる」という意識は8割をこえて高い反面、言葉の暴力など一部の精神的暴力についてはDVと認識されていない現状が確認できました。

市では、被害者等の支援として、職員によるDV相談やカウンセラーによるフェミニスト・カウンセリング（女性相談）を実施していますが、年々相談の件数が増えています。また、近年では、恋人同士の間での^{※6} デートDVなど、若年層におけるDVが問題となっています。

DV等は犯罪にもなる重大な人権侵害であり、許されない行為であることから、あらゆる暴力を根絶するため、DV等に対する正しい知識の普及だけでなく、若者向けのデートDVの啓発活動の取組みを強化するほか、相談体制の充実を図る必要があります。また、被害者に対するきめ細かな支援と庁内での関係機関と連携し、継続的な支援が必要です。

〈別途、【第二次桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画を平成29年3月策定】〉

【施策の方向性】

施 策 N.O.	施 策	施 策 の 概 要	事 業	担 当 課
(17)	重点事項② あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進	DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等防止のための啓発、支援に関する情報提供等の充実を図ります。また、刊行物発行の際に、差別的表現や固定的性別役割分担意識等による表現の留意について見直し、職員に対しても周知を行います。	①桶川市第二次DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画に基づいた支援の実施 ②市民に向けた広報・啓発活動の充実 ③若年層に対する広報・啓発活動の充実（デートDV） ④学校や地域における取組みの充実 ⑤刊行物発行の際の見直しと職員への周知	関係各課 人権・男女共同参画課 学校支援課

(18)	相談体制の強化と被害者への支援	D V、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等に関する相談体制の充実を図り、情報提供を実施します。	①桶川市第二次D V(配偶者等からの暴力)対策基本計画に基づいた相談体制の充実	人権・男女共同参画課
(19)	関係機関との連携の強化	桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議を開催し、府内外との連携を推進します。	①桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議の充実	関係各課 人権・男女共同参画課

2 生涯を通じた心身の健康と性の尊重

【現状と課題】

個々の体力に応じて健康でいきいきとした生活を送るためには、だれもが身体的な特徴や性についての理解を深め、心身の健康を保つための健康支援や相談体制の充実が求められます。特に、女性は妊娠や出産などにより大きな影響を受けることから、生涯を通じた健康と自己決定の権利が守られなければなりません。

年齢に応じた健康に関する知識の情報提供、スポーツ等を通じた健康な身体づくり、飲酒や喫煙、性感染症や薬物乱用防止等の啓発活動を実施するなど、男女の健康づくりへの支援が必要です。

また、女性が主体的に自分の健康を管理し、自己決定ができるように、「^{※7}性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の意識啓発が必要です。

【施策の方向性】

施 策 N.O.	施 策	施策の概要	事業	担当課
(20)	年齢やライフスタイル等に応じた心身の健康支援	子どもから高齢者すべての市民のため、健康に関する情報提供・相談、研修会等を実施します。	①各種相談の充実 ②健康診断等の充実 ③更年期・高齢期の健康講座 ④スポーツ・レクリエーション参加機会の充実 ⑤薬物や性感染症等に関する防止啓発 ⑥健康教育・性教育の実施	人権・男女共同参画課 高齢介護課 子ども未来課 健康増進課 学校支援課 スポーツ振興課
(21)	「性と生殖に関する健康と権利」の啓発活動	女性が自身の身体について、自己決定する権利を尊重する啓発を実施します。	①市民に対する広報・啓発 ②学校や関係機関との連携による学習の充実	人権・男女共同参画課 健康増進課 学校支援課

3 だれもが暮らしやすい社会づくり

【現状と課題】

だれもが暮らしやすい社会をつくりあげていくためには、高齢者、障害者、外国人、生活に困窮した方々など、社会的に支援を必要とする人が、様々な困難を抱えていても地域で安心して暮らすことができるよう、各種サービスや相談体制の充実を図っていくことが必要です。

また、性的指向や性同一性障害など、性別に起因する偏見や差別について、地域社会や学校、企業への啓発が十分とは言えない現状があります。

このことから、社会的に支援を必要とする人への情報提供や相談体制の充実とあわせて、多様な性への理解促進のために情報収集や正しい理解への意識啓発、研修を実施することが必要です。

【施策の方向性】

施 策 N.O.	施 策	施 策 の 概 要	事 業	担 当 課
(22)	高齢者や障害者、外国人等への支援の充実	高齢者や障害者、外国人等に対する各種サービスの充実、環境整備等を図り、だれもが生きやすい社会づくりを推進します。	①相談サービスの充実 ②高齢者支援の充実 ③※ ⁸ ノーマライゼーションの理念に基づいた、障害者支援の充実 ④民間団体、市民等による国際交流の促進 ⑤良好な住環境の創出と保全並びに公共施設等の整備	自治文化課 市民課 高齢介護課 障害福祉課 都市計画課 駅東口整備推進課 道路河川課 建築課 区画整理課
(23)	多様な性を理解し、尊重するための啓発	※ ⁹ 性的マイノリティなどの多様な性を理解し、個人の人権を尊重するために啓発を行います。	①性的マイノリティへの理解を推進するための啓発活動 ②教育現場における性的マイノリティへの支援	人権・男女共同参画課 学校支援課

用語解説

※6 デートDV

高校生や大学生など、若年者の恋人同士の親しい間柄で振るわれる様々な暴力のこと。

※7 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年（平成6年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。中心概念は、いつ何人、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に産まれ育つことなど、思春期や更年期の健康の問題等についても論議されている。

※8 ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方。

※9 性的マイノリティ

同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者・セクシュアルマイノリティとも標記される。LGBTは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字。民間企業の調査によるとLGBTを自認する人は全体の7.6%という結果があり、約13人に1人の割合である。

第4章

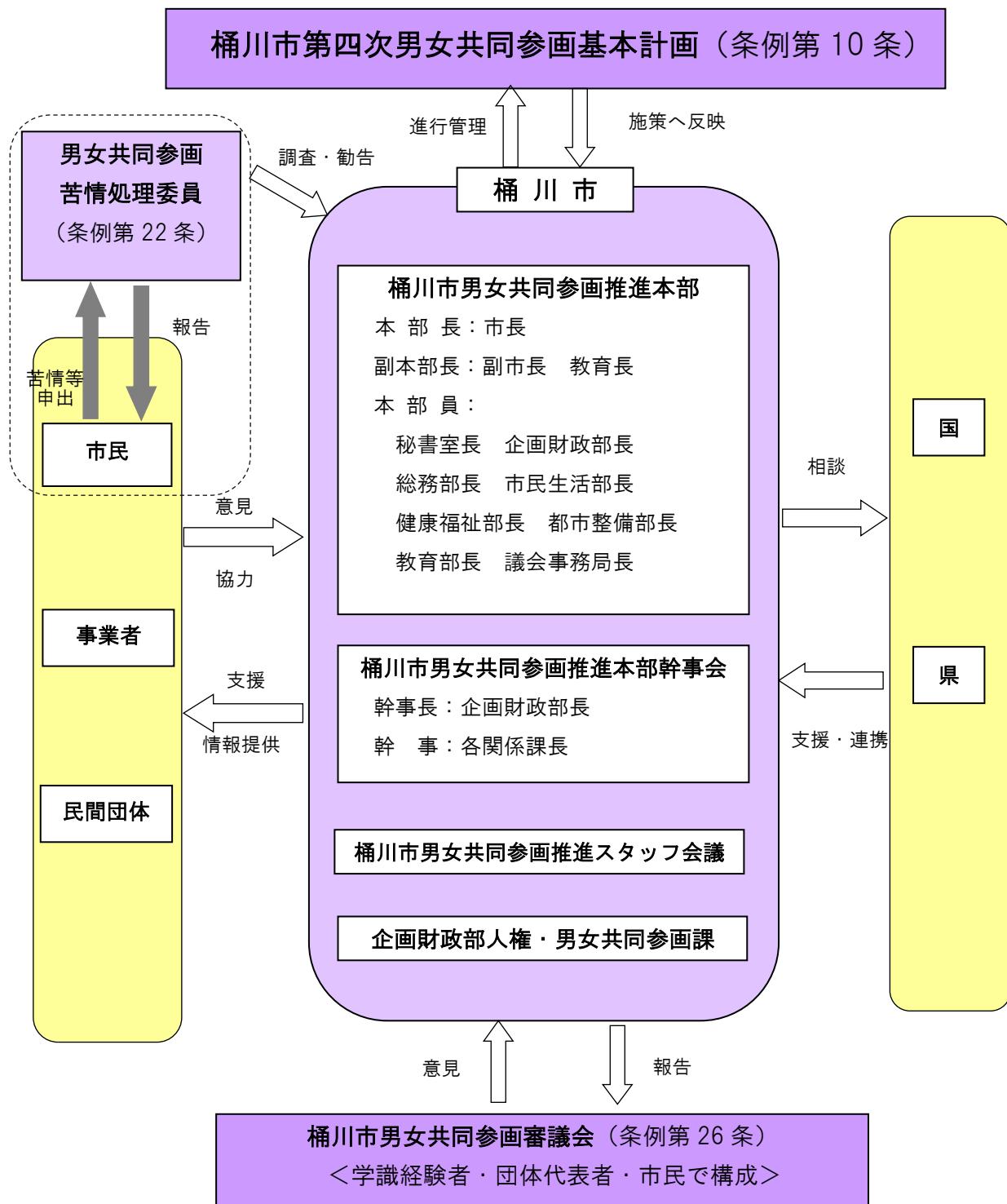
計画の推進

1. 計画の推進

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内外の関係機関等との連携や協力が必要であるとともに、市民、事業者、各行政機関がそれぞれの責務を認識し、一体となって取り組むことが重要です。

このため、社会のあらゆる場での自主的な取組が促進できるよう環境を整備し、効果的な事業の展開を推進します。

計画の推進体制



(1) 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会を実現させるために、市職員をはじめ、市民、事業者等に対し、より一層の周知・浸透を図る必要があることから、桶川市男女共同参画審議会、桶川市男女共同参画推進本部、桶川市男女共同参画推進スタッフ会議の充実を図り、推進体制の強化に努めていきます。

また、市民意識や進捗状況等の把握、全庁的な施策の実施状況を毎年確認し、報告書として公表します。

(2) 苦情申出・処理体制の充実

男女共同参画施策に関する苦情申出制度について、広く市民へ周知するとともに申出があった場合には、適切かつ迅速に対応していきます。

(3) 市民・市民団体・企業等との協働・連携

計画の推進にあたっては、市民・市民団体、企業との一体となった協力体制が重要です。このため、市民・市民団体、企業との協働・連携の強化に努めています。

(4) 国・県・その他関係機関との連携・協力

男女共同参画に関する課題は、法律や制度等の政策にかかわるものなど市だけでは解決できないことがあります。そのため、国や県、その他関係機関の情報収集に努め、連携や協力を図っていきます。

資料編

1 桶川市第三次男女共同参画基本計画策定後の主な取組

2 桶川市第四次男女共同参画基本計画策定の経緯

3 桶川市第三次男女共同参画基本計画進捗状況

4 関係法令

○男女共同参画社会基本法

(男女共同参画社会構築のための基本理念と施策の基本事項及び国、地方公共団体、国民の責務を定めた法律)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(男女の人権擁護と平等実現のため、配偶者等からの暴力防止と被害者の保護を定めた法律)

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

(女性の職業生活における活躍の基本理念と施策の基本事項及び国、地方公共団体の責務を定めた法律)

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(政治分野における男女共同参画の推進に関する基本理念と施策及び国、地方公共団体の責務を定めた法律)

○埼玉県男女共同参画推進条例

(男女共同参画社会の実現のために、基本理念や県、県民、事業者の責務を定めた県の法令)

○桶川市男女共同参画推進条例

(「桶川市男女共同参画都市宣言」の基に、実質的な男女平等を実現するための市の法令)

5 桶川市男女共同参画審議会委員名簿（第7期・第8期・第9期）

(桶川市第三次男女共同参画基本計画期間中に男女共同参画の推進に携わった諮問機関の委員)

6 男女共同参画をめぐる動き・年表